

国際協力事業団

NO.12

国際連合大学

国際連合大学私費留学生等育英資金貸付計画

ファイナルレポート

(要約版)

JICA LIBRARY



1175231【8】

平成 14 年 3 月

新日本監査法人

社調一

JR

02-22

国際協力事業団



国際連合大学

国際連合大学私費留学生等育英資金貸付計画

ファイナルレポート

(要約版)

平成 14 年 3 月

新日本監査法人

社調一
JR
02 - 22



1175231【8】

国際連合大学私費留学生等育英資金計画調査

ファイナルレポート

(要約版)

序文

図表一覧

要約の概要

第1章 序章及び調査範囲

- 1.1 序章 1-1
- 1.2 調査目的及び範囲 1-2
- 1.3 調査日程および調査方法 1-2

第2章 留学生支援の現状

- 2.1 受入留学生数の現状 2-1
- 2.2 留学生受入体制の現状と課題 2-3

第3章 資金需要の算定

- 3.1 資金需要の算定方法 3-1
- 3.2 資金需要額の算定結果 3-2

第4章 広報・募集方法

- 4.1 広報・募集方法の策定方針 4-1
- 4.2 本事業における国内向けの広報・募集（案） 4-1
- 4.3 本事業における海外向けの広報・募集（案） 4-1

第5章 選考方法

- 5.1 選考方法の策定方針 5-1

5.2	本事業における選考方法（案）	5-1
5.3	選考手続き	5-4
5.4	日本留学試験導入による選考方法への対応	5-6

第6章 貸付方法

6.1	貸付方法の策定方針	6-1
6.2	本事業における貸付方法（案）	6-1
6.3	貸付条件	6-2

第7章 回収方法

7.1	回収方法の策定方針	7-1
7.2	本事業における回収方法（案）	7-1

第8章 債権管理方法

8.1	債権管理方法の策定方針	8-1
8.2	本事業における債権管理方法（案）	8-1

第9章 生活支援方法

9.1	生活支援方法の策定方針	9-1
9.2	本事業における生活支援方法（案）	9-1

第10章 貸倒リスク

10.1	貸倒の定義	10-1
10.2	貸倒リスクの分析方法	10-1
10.3	貸倒リスクの種類	10-2
10.4	予想貸倒リスクの算定結果	10-3
10.5	貸倒リスクの抑制策	10-5

第11章 事業実施体制

11.1	事業実施体制の策定方針	11-1
11.2	業務委託機関の選定	11-1
11.3	国連大学の事業実施体制・管理体制の検討	11-1
11.4	国連大学の実施体制	11-3

第12章 情報システムの利用

12.1	情報システム利用の策定方針	12-1
12.2	本事業の業務要件	12-1
12.3	本事業のシステム要件	12-2
12.4	システム導入計画	12-3

第13章 事業費と資金計画

13.1	リボルビング・ファンドの管理方法	13-1
13.2	事業費	13-2

第14章 事業効果

14.1	事業効果の測定方法	14-1
------	-----------	------

第15章 監査

15.1	監査の必要性と監査の利用	15-1
15.2	国連大学による監査	15-1
15.3	本事業のために必要な追加的監査手続	15-2

第16章 事業実施スケジュール

16.1	本事業の実施スケジュール	16-1
------	--------------	------

第17章 アンケート・インタビュー結果

17.1	アンケート・インタビュー調査の方法	17-1
------	-------------------	------

17.2	アンケート調査の結果	17-1
17.2.1	育英資金のニーズ	17-1
17.2.2	学生の収支の現状	17-4
17.2.3	アルバイトの現状	17-6
17.3	学生へのインタビュー調査の結果	17-6
17.4	受入教育機関へのインタビュー調査の結果	17-9

序 文

日本国政府は、国際連合大学の要請に基づき、日本における私費留学生等育英資金貸付計画にかかる開発調査を行うことを決定し、国際協力事業団がこの調査を実施いたしました。

当事業団は、平成13年6月から平成14年3月にわたり、新日本監査法人の中込昭弘氏を団長とする調査団に調査を委託いたしました。

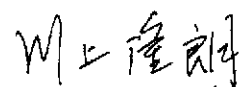
また、平成13年6月から平成14年3月の間、外務省及び文部科学省からなる作業監理委員会を設置し、本件調査に関し政策的な見地から検討・審議が行われました。さらに2回にわたり調査成果に関するワークショップを各教育関係機関および留学生支援関連団体を招聘し開催いたしました。

調査団は、国際連合大学、国際協力銀行、各教育関係機関および留学生支援関連団体と協議を行うとともに在日の就学生、留学生から広く意見を求め、ここに本報告書完成の運びとなりました。

この報告書が、本計画の推進に寄与するとともに、日本に進学する就学生、留学生の支援につながり、学生の母国と日本との間の友好・親善の一層の発展に役立つことを願うものです。

終わりに、調査にご協力とご支援をいただいた関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

平成14年3月



国際協力事業団
川 上 隆 朗

図表一覧

表 2-1	受入留学生数の推移	2-1
表 2-2	地域別留学生数	2-2
表 2-3	国別留学生数	2-3
表 3-1	貸付資金需要額	3-3
表 6-1	学生の月次平均収入・支出額	6-3
表 6-2	学生の自己申告による月々返済可能額	6-3
表 6-3	貸付条件案	6-4
表 7-1	金融機関サービス比較表	7-2
表 10-1	選考の精度が高い場合の貸倒リスク	10-4
表 10-2	選考の精度が低い場合の貸倒リスク	10-4
表 11-1	国連大学留学生支援局の実施体制および人員配置	11-4
表 12-1	本事業の業務範囲	12-1
表 12-2	申請受付・審査の業務要件	12-2
表 12-3	契約・貸付の業務要件	12-2
表 12-4	債権回収・督促の業務要件	12-2
表 12-5	その他の処理の業務要件	12-3
表 13-1	口座入出金取引	13-1
表 13-2	貸付対象学生の予定数	13-2
表 13-3	事業費積算	13-3
表 13-4	積算根拠	13-4
表 14-1	事業効果指標（案）	14-1
表 14-2	事業効果データソース	14-2
表 17-1	アンケート・インタビュー調査の対象者数	17-1
表 17-2	アンケート・インタビュー実施地域	17-1
表 17-3	返済原資（日本語教育施設）	17-3
表 17-4	返済原資（大学・大学院）	17-3
表 17-5	返済据置時期	17-4
表 17-6	初期費用の内訳	17-5
表 17-7	来日時と現在の所持金	17-5
表 17-8	アルバイトの種類	17-6
図 5-1	選考手続きの流れ（案）	5-5
図 6-1	貸付資金の流れ（案）	6-2
図 11-1	事業実施体制図（案）	11-2
図 11-2	実施体制図	11-4
図 16-1	事業実施スケジュール：パイロット・フェーズ第1年次	16-2

図 16-2	事業実施スケジュール：本事業 x 年次	16-3
図 17-1	希望貸付額	17-2
図 17-2	月々返済可能額	17-3

要約の概要

1. 調査概要

日本政府は、1980年代初頭に「留学生受入10万人計画」を策定して以来、留学生交流の推進に努めてきた。1999年3月には文部省（現文部科学省）が開催した「留学生政策懇談会」の報告書では、留学生政策は人材育成・人的ネットワーク構築・我が国自身の国際化等を通じての「知的国際貢献」と位置づけられ、日本政府は留学生受入体制の整備や教育プログラムの充実等を図ってきた。

さらなる私費留学生支援策として、日本政府（外務省）及び国連大学は、JBICが国連大学に供与する円借款を用いて、開発途上国から我が国への私費留学生等に対し、進学時に障害となっている初年度必要資金を貸付け、留学生等の経済的支援を行うことを検討した。また、返済義務を伴う育英資金貸付とすることで日本政府の財政負担が軽減され、多くの留学生等を支援することができる。

国連大学は、本事業に係る事業計画作成に必要な経験及び人材が十分でないことから、事業計画の作成を我が国に対して要請してきた。本調査は、開発途上国の人材育成に貢献するため、開発途上国から日本国への私費による留学生・就学生に対して国連大学から育英資金貸付事業の計画の作成を目的とする。

本調査は、以下の点を調査における前提事項とした。

- (1) 国連大学からJBICへの返済時には、日本政府から国連大学への拠出金の手当てによりJBICから国連大学への債権が保全されるスキームとなる見通しである。国連大学とJBICの債権・債務関係については、国連大学、外務省、JBICによる検討作業の結果を本調査に反映する。
- (2) 学生への貸付時に、学生からの日本人による保証状の提出を要件としない。
- (3) 貸付対象学生は在日中に貸付金を返済することとし、学生の帰国後に債権取り立てを行わない。
- (4) 貸付対象学生はDACリスト掲載国・地域の出身者とし、出身国・地域による貸付人数枠は設けない。
- (5) 国連大学から学生への貸付金利（または手数料）は年率1%程度になる見通し

であるが、詳細については、国連大学、外務省、JBIC による協議で決定する。

2. 学生の生活実態

在日学生の生活実態はアンケート・インタビューを行った結果以下の回答を得た。対象は日本語教育施設に通う学生（就学生）と大学・大学院に通う学生（留学生）両者に行われた。

日本における学生生活の経験上、日常生活・学校生活において困った事を具体的に挙げてもらった。ほぼ全ての意見は以下の7つに集約出来る。

- (1) 諸々の契約において保証人が求められるが適当な保証人が日本でみつからない
- (2) 毎月のやりくりが大変で経済的困窮を来す。
- (3) 敷金・礼金等の商慣習および劣悪な住宅環境。
- (4) 適当なアルバイトがみつからない、またはアルバイトにとられる時間が多い。
- (5) 大学入試に関する情報が乏しく進学先の選定に悩む。
- (6) 学割の適用や奨学金対象者について就学生は制限を加えられている。
- (7) 就学・留学生に対する差別、偏見がある。

学生の資金収支状況は就学生と留学生の場合で異なる。半期に一度支払う授業料を毎月平準化することを前提に、就学生の場合、毎月平均で2万円程度の現金余剰があるのに対し、留学生については若干の余剰が出る程度である。生活面での困窮さはアルバイトと学業との両立も含め、一般的に留学生の方が就学生に比べ厳しい状況にある。

3. 資金需要

本事業の資金需要額を学生の貸付希望額を前提に算定した場合、約300億円となった。これに対して学生の返済能力（月1万円程度）を加味して算定した場合、約30億円となった。資金需要算定にあたっては学生全員が貸付希望するわけではないため、利用率を加味して算定した。アンケートによれば就学生は78%、留学生は66%が貸付を希望した。また、日本での進学時に必要となる初期費用は日本語教育施設

に進学する場合は約 100 万円、大学・大学院に進学する場合は約 130 万円である。

4. 貸付条件

貸倒リスクを低く抑え、また貸付対象学生が返済に窮しないために、月々の返済可能額から貸付限度額を設定した。そして、月々の返済可能額を 1 万円とした。この場合、大学・大学院生の資金収支状況から考えると貸付対象学生は大学・大学院生の場合、平均的な学生に比べ資金収支に若干余裕のある学生が対象とならざるを得ない。

返済開始時期について、渡日間もない日本語教育施設の学生にとっては日本語に不慣れなこと、また簡単にはアルバイト先を見つけられないことから、アンケートの結果も参考にし 6 ヶ月の据置期間（4 月入学の場合、9 月末から返済開始）を設けることとした。返済の最終月は卒業月の 3 ヶ月前（3 月卒業の場合、前年の 12 月）とする。

貸付方法は日本語教育施設の貸倒リスク軽減のため日本語教育施設への入学については教育機関の銀行口座に直接振り込むこととし、大学・大学院については学生の銀行口座に直接振り込むこととする。また、回収方法については学生の銀行口座からの自動引落を原則とする。

貸付金の利率（出資金の場合、手数料と解釈する）は原資である円借款（または出資となる可能性もある）に対する金利 0.75%および銀行手数料 0.1%を回収することを考えると、貸付金に対して 1%程度の利息を課すことが必要となる。しかし、その一方で本事業の意義や費用対効果の点からも利息を課すことに疑問がもたれる面がある。そこで利息は 0%とするものの、必要な運営コストは手数料として費用内訳を明らかにし、初回に融資総額から手数料相当額を差引いて、残額を学生に支払う方法が考えられる。この他、短期大学、専修学校のケースについては、パイロット・フェーズの結果に基づき検討する。

5. 選考方法

貸付対象学生の選考においては人物評価が重要となるが、このためには書類選考に加えて面接を行う必要がある。しかし、本事業で貸付対象学生数が将来的に増加した場合、時間・人員・費用の点から面接を行うことは困難であると予想される。そこで、選考については学校推薦を基本とした選考方法を提案する。

学校推薦に依拠した選考を行う場合には、学校の推薦状の信頼性評価が重要にな

ってくる。つまり、国連大学が学生の選考にあたって学校推薦に依拠するためには推薦を行う学校に対し想定する選考方法に基づき適切に学生を選定しており、かつ一定の基準に基づき推薦を行っているか確かめる必要がある。

学校推薦による選考を通じて貸付を行い、不幸にも学生の返済が滞った場合はその理由を明らかにし、もし病気や事故等やむをえない理由以外で返済が滞っている場合は、学生を推薦した学校に連絡し、また次期以降その学校からの推薦内容の信頼性について再評価する。具体的には次期以降の学生推薦任ず枠の削減等を考える。

学校推薦を利用しないで選考を行う場合、国連大学がみずから面接をおこなう方法および面接のみ外部委託する方法が考えられる。しかし、その場合は、人物評価を適切に行える選考担当者の確保、面接時期の設定、時間・コストの工面といった問題を検討する必要がある。

国連大学が自ら面接を行い、学校推薦を利用しないで選考を行う方法は、より多くの学生に本事業の利用を勧め日本への進学の門戸を広げることにつながる。したがって、上記の問題点を検討し将来的に学校推薦を利用する選考のほかに別枠を設け採用していくことが考えられる。

6. 債権管理方法

債権管理は貸付事業においてもっとも重要な業務であることから、貸倒を未然に防ぐため未回収債権管理表を利用した一元管理を行う。

徹底した債権管理を行うとともに、本事業の主旨に照らし後述する生活支援業務と関連付け、学生が貸倒に陥るような困窮した状況にならないよう留意する。また、返済開始直後における返済状況に注視し、滞納の常態化をさける。

督促の手段としてははがきによる通知を基本とし、それでも改善しないときに電話によるコンタクトをする。訪問による取りたては原則おこなわない。

7. 生活支援方法

本事業では生活支援を重要な事業内容と位置づけるものの、本事業開始後、貸付対象となる学生は累積ではかなりの規模となることから支援の程度としては一定の上限を設けることとする。なお、生活支援の内容は電話連絡が主であり、原則それ以上のことは行わない。しかし、特別の場合については直接本人に会う、または本人宅を直接訪れるなどの対応を行う。

8. 事業実施体制

事業実施体制として広報・募集・選考・貸付・回収・債権管理については国連大学が主体的に業務をおこなうが、生活支援や滞納債権に対するフォローについてはコンサルタントに業務委託を行う。これは生活支援や滞納債権に対するフォローについては非常に困難が予想され長年の経験が必要であり、こういった蓄積を有したコンサルタントに業務を委託する必要があると考えるからである。さらに生活支援や滞納債権に対するフォローは、より学生に密着した環境で行うことが求められる。そこで、本事業のための地方事務所設置の検討を行い各大学の留学生担当課と連携を図る体制を考える。業務委託を受けたコンサルタントは生活支援や滞納債権に対するフォロー状況をボトム・アップの形で国連大学に報告することとする。なお、実施体制についてはこれ以外にもパイロット・フェーズの結果を踏まえ地方自治体留学センターをはじめ留学生・就学生受入経験のある各団体の協力が得られる場合は地方において、それら団体との連携を検討する。

9. 情報システム

本事業の正確かつ迅速な業務処理を行うにあたり、情報システムを新規に開発して利用することが不可欠である。情報システムの利用により、振込・回収データの作成や報告書・はがき等の編集・印刷にあたって業務負荷の軽減、学生への債権残高や手数料計算等の大量処理の迅速化、国連大学に導入されている既存システムとの連携による有効な資源活用が可能となる。

パイロット段階においては毎年度数百人規模、本事業本格稼働後はそれ以上の規模の融資対象者がでることが予想され、業務処理量に見合った情報システムを構築することが必要である。

10. 事業費

事業費についてはパイロット・フェーズで年間約 3 億円、将来的に年間新規融資対象者が 3 千人となった場合は約 7 億円の事業費が必要となる計算である。

11. 監査

国連大学は国連本部の規約に基づく以外に外部監査を受けることができない。したがって、本事業のため外部監査を導入するためには国連本部と日本政府の間で合意を得る必要がある。

第1章 序章及び調査範囲

1.1 序章

本報告書は今後実施されるパイロットフェーズを経て、その結果、決定される本事業を想定したものである。したがって、内容についてはパイロットフェーズの結果により見直されることを想定している。

日本政府は、1980年代初頭に「留学生受入10万人計画」を策定して以来、留学生交流の推進に努めてきた。1999年3月には文部省（現文部科学省）が開催した「留学生政策懇談会」の報告書において、留学生政策は人材育成、人的ネットワーク構築、我が国自身の国際化等を通じての「知的国際貢献」と位置付けられ、日本政府は留学生受入体制の整備や教育プログラムの充実等を図ってきた。

これまでに日本政府は、文部科学省奨学生や留学生借款・留学生無償等に加え、全留学生の8割以上を占める私費留学生に対しては、授業料減免や学習奨励費等の支援を実施している。特に、学習奨励費は1978年度から実施されており、2000年度では私費留学生の約2割にあたる10,390人に支給されている。しかし、近年留学生数が大幅に増加しており、留学生支援策の更なる充実が求められている。

そこで新たな私費留学生支援策として、日本政府（外務省）及び国際連合大学（以下、国連大学）は、国際協力銀行（JBIC）が国連大学に供与する円借款を用いて、開発途上国から我が国への私費留学生等に対し、我が国からの奨学金として育英資金の貸付を行うことを検討した。我が国への留学に際し、特に初年度には渡航費、入学金等の学費、敷金・礼金等の住居費が必要であり、留学希望者にとって経済的負担が大きく我が国への留学の障害となっている現状を踏まえ、留学初年度に必要な資金を目的に貸付けることで、学生を経済的に支援する計画である。また、返済義務を伴う育英資金貸付とすることで日本政府の財政負担が軽減され、多くの留学生等を支援することができる。

国連大学は、本事業に係る事業計画作成に必要な経験及び人材が十分でないことから、2000年11月に事業計画の作成を我が国に対して要請した。この要請に基づき、2001年3月26日に日本政府は、カウンタパート機関である国連大学留学生支援局とS/W(Scope of Work)に係る協議を行い、S/Wに署名した。

1.2 調査目的及び範囲

本調査においては、開発途上国の人材育成に貢献するため、開発途上国から日本国への私費による留学生・就学生に対して、国連大学から育英奨学金の貸付を行う事業計画を作成する。また、以下の事業に係わる方針が既に検討されていた。

- (1) 円借款は、開発途上国に対して低利で長期の返済期間という緩やかな条件で開発資金を貸付け、開発途上国の発展のための経済・社会インフラ整備等に必要な資金需要に応えるスキームである。この趣旨から、今回対象となる開発途上国・地域に対して円借款を実施し、開発途上国政府を通して、日本への就学生・留学生に対して育英資金を貸付ける方法が考えられる。しかし、開発途上国では事業実施機関の能力不足等の問題が指摘されており、本事業においては国連大学を実施機関とし、就学生・留学生本人に貸付ける方針となっている。
- (2) 本来であれば、貸付時に日本人による保証状を入手する方が、債権保全の観点からは有益である。しかし、就学生・留学生にとって日本で保証人を見つけることは一般に困難であり、保証状の提出を貸付要件とすると本事業の希望者の門戸を狭める可能性がある。したがって、本事業においては、学生からの日本人による保証状の提出を貸出要件としない方針となっている。
- (3) 学生にとっては返済期間が長くなる方が有利であるが、一方で学生が完済する前に母国へ帰国した場合、貸付金の回収は著しく困難となることが予想される。そこで、本事業では、学生が在日中に返済するスケジュールを原則とし、学生が帰国した後は債権を取り立てない方針となっている。
- (4) 貸付対象学生の、出身国・地域による人数枠を設ける方法は、本事業の目的にそぐわないことから、行わない方針となっている。
- (5) 学生の経済的負担を軽減するために、本件事業における貸付利息はなるべく低いものとする必要がある。

以上を前提条件として踏まえて調査を実施した。

1.3 調査日程及び調査方法

調査日程は2001年6月末から2002年3月までの約9ヵ月間にわたり、大きく2段階に分けて実施された。

- (1) 学生のニーズ把握及び金融リスク分析・貸付方法の検討（第一次国内作業）

調査団は、2001年7月初旬にインセプション・レポートを国連大学に提出するとともに、インセプション・レポートの内容につき各教育機関及び留学生支援関連団体を対象としたワークショップを開催した。そして、2001年9月末まで第一次国内作業として調査を実施した。

主な調査方法は、下記のとおりである。

- 1) JBIC SAPROF レポートを含む関連資料・情報の収集整理、分析
- 2) 学生及び各教育機関、留学生支援関連団体に対するアンケート、インタビューの実施
- 3) アンケート、インタビュー結果の分析及び貸付方法等の検討

上記調査結果に基づき、プログレス・レポートを作成した。

- (2) 各種事業実施マニュアルの作成及びファイナル・レポートの作成（第二次国内作業）

調査団は、2001年11月中旬から2002年1月中旬にかけて各種事業実施マニュアルの作成及びプログレス・レポートに基づく2回目のワークショップを開催するとともに、ファイナル・レポートのドラフトを作成した。そして、国連大学及び作業監理委員会のコメントを得てファイナル・レポートを作成した。

なお本調査では、本事業実施方法の変更及び事業規模縮小に伴い、調査方法の変更が余儀なくされ、2001年12月に調査方法変更に対する合意が国連大学・外務省・JICA・調査団の間でなされた。上記調査経過は合意された調査変更に基づくものである。

第2章 留学生支援の現状

2.1 受入留学生数の現状

文部科学省が実施した調査によると、平成12年5月1日現在の我が国への留学生数は64,011人であり、過去10年間で最高の伸び率（対前年比8,256人（14.8%）増）を示している。

表 2-1 受入留学生数の推移¹

年	留学生数	前年比
平成3年	45,066人	+9.0%
平成4年	48,561人	+7.8%
平成5年	52,405人	+7.9%
平成6年	53,787人	+2.6%
平成7年	53,847人	+0.1%
平成8年	52,921人	-1.7%
平成9年	51,047人	-3.5%
平成10年	51,298人	+0.5%
平成11年	55,755人	+8.7%
平成12年	64,011人	+14.8%

平成12年における留学生の出身地域別の状況は、前年と大きな変化はなく、アジア地域からの留学生が全体の90.5%、北米及び欧州地域からの留学生が合わせて5.4%となっている。また、短期留学生については、アジア地域からの留学生が大幅に増加し、北米及び欧州地域からの留学生は相対的に減少している。

¹ 各年とも5月1日現在（表2-2～2-3も同じ）

表 2-2 地域別留学生数

地域	留学生数			
	全体		うち短期留学生数	
アジア	57,938 人	90.5 %	3,054 人	60.1 %
前年度	(49,919 人)	(89.5 %)	(1,982 人)	(49.8 %)
欧州	2,220 人	3.5 %	835 人	16.4 %
前年度	(2,053 人)	(3.7 %)	(771 人)	(19.4 %)
北米	1,241 人	1.9 %	819 人	16.1 %
前年度	(1,261 人)	(2.3 %)	(862 人)	(21.7 %)
中南米	890 人	1.4 %	123 人	2.4 %
前年度	(849 人)	(1.5 %)	(85 人)	(2.1 %)
アフリカ	712 人	1.1 %	10 人	0.2 %
前年度	(693 人)	(1.3 %)	(10 人)	(0.3 %)
オセアニア	520 人	0.8 %	219 人	4.3 %
前年度	(522 人)	(0.9 %)	(255 人)	(6.4 %)
中近東	490 人	0.8 %	14 人	0.3 %
前年度	(458 人)	(0.8 %)	(14 人)	(0.3 %)
合計	64,011 人	100.0 %	5,082 人	100.0 %
前年度	(55,755 人)	(100.0 %)	(3,979 人)	(100.0 %)

また、留学生の出身国別の状況は、中国・韓国・台湾からの留学生が合計で、全体の 77.1 %に達している。特に中国からの留学生数は、他の国・地域に比べて大幅に増加しており、対前年比 6,390 人 (24.7 %) 増となっている。また、短期留学生については、中国・韓国からの留学生が増加し、両国で全体の 45.7 %に達している。

表 2-3 国別留学生数

国・地域	留学生数	
中国 ²	32,297 人	50.5 %
前年度	(25,907 人)	(46.5 %)
韓国	12,851 人	20.1 %
前年度	(11,897 人)	(21.3 %)
台湾	4,189 人	6.5 %
前年度	(4,085 人)	(7.3 %)
マレーシア	1,856 人	2.9 %
前年度	(2,005 人)	(3.6 %)
インドネシア	1,348 人	2.1 %
前年度	(1,220 人)	(2.2 %)
タイ	1,245 人	1.9 %
前年度	(1,107 人)	(2.0 %)
アメリカ合衆国	1,044 人	1.6 %
前年度	(1,073 人)	(1.9 %)
バングラデシュ	800 人	1.2 %
前年度	(806 人)	(1.5 %)
ヴェトナム	717 人	1.1 %
前年度	(558 人)	(1.0 %)
フィリピン	477 人	0.7 %
前年度	(497 人)	(0.9 %)
その他の国・地域	7,187 人	11.4 %
前年度	(6,600 人)	(11.8 %)
合計	64,011 人	100.0 %
前年度	(55,755 人)	(100.0 %)

2.2 留学生受入体制の現状と課題

我が国への外国からの留学生数は、平成 12 年 5 月 1 日現在で 64,011 人となっており、近年高い伸び率を示している。特に平成 12 年度は前年と比較して 14.8%の増加となった。

「留学生受入 10 万人計画」に基づく諸般の施策により、我が国の留学生受入基盤は大いに整備され、最近の留学生数の伸びに貢献してきたと考えられる。しかし一方で、近年の急激な留学生数増加に対応するため、留学生受入のための諸施設の更なる充実が求められているところである。

留学生受入のうえで、留学生に対する生活支援は重要な課題の一つである。留学生が我が国で生活する際の問題点としては、

² 平成 9 年 7 月 1 日の香港の中国への返還に伴い、中国からの留学生数には香港からの留学生数も含む。

- (1) アジア等の諸外国に比べて、我が国の生活コストが高いことにより経済的負担が大きい。
- (2) 適当な宿舍の確保が非常に困難である。
- (3) 日本の習慣に対する不適応が見られる。

等が挙げられる。

特に経済的要因については、初年度に渡航費、学費、居住費等の資金が必要となるため、留学希望者にとっての負担が大きく、留学生数拡大のボトルネックとなっている。かかる経済的なボトルネックを解消するため、学生に対し初年度に必要な資金を貸付け、また貸付対象となった学生が安心して修学できるように援助することが留学生支援政策に寄与すると考えられる。

第3章 資金需要の算定

3.1 資金需要の算定方法

就学生・留学生の進学時における初期費用に必要となる資金需要額を、以下の手順により算定する。

- (1) 資金需要額は本調査時点（平成 13 年度）を基準に算定する。ただし、資金需要を算定する上で基礎となる就学生・留学生数の公式なデータは、調査時点では平成 12 年度までのものであるため、平成 12 年度のデータを基に以下の3つの仮説を立てて、平成 13 年度の就学生・留学生数を推定する。
 - 1) ケース 1：過去 5 年間の就学生・留学生数の増加率を直線回帰分析して求めた増加率を基に推定する。
 - 2) ケース 2：平成 12 年度の就学生・留学生数増加率（14.8 %）を用いて推定する。
 - 3) ケース 3：就学生・留学生数増加率を 0 %として推定する。
- (2) 初めに、学生の潜在的な資金需要額を求める。方法としては、アンケートから計算した学生の平均貸付希望額に、(1)で推定した全国の就学生・留学生数を掛ける。ただし、貸付を希望しない学生も存在するため、この点も加味して資金需要額を算定する。
- (3) (2)で求めた資金需要額は、実際に学生が本事業から貸付けられた資金を、本事業の返済条件に基づき返済可能であるかについて考慮していない。そこで次に、この点を加味した場合の資金需要額を算定する。学生の返済能力は、アンケート中の自己申告に基づく月々返済可能額のデータを用いる。
- (4) (3)で求めた資金需要額は、アンケートで申告された学生の月々返済可能額を用いているが、金額はアンケート中の他の質問項目より推定される学生の月々収支差額と必ずしも一致しない。そこで更に、アンケート結果の信憑性も考慮して、学生の月次収支のデータ（キャッシュフロー）から調査団が論理的に計算した返済可能額に基づいた資金需要額も計算する。

以上の 3 通りの資金需要額を計算した。

3.2 資金需要額の算定結果

以上に基づき、平成13年度の全国の就学生・留学生数がケース1～3それぞれの場合で、表3-1のとおり資金需要額を算定した。

表 3-1 貸付資金需要額

	所属課程	国・地域	私費留学生・就学生数予測	(1)アンケートによる利用希望者より算出		(2)月1万円以上返済可能な利用希望者より算出		(3)月1万円以上余剰資金がある利用希望者より算出		補正した利用希望者比率より算出	
				利用者比率	資金需要額	利用者比率	資金需要額	利用者比率	資金需要額	利用者比率	資金需要額
ケース1	日本語教育施設	中国	16,920人	84%	119億円	56%	30億円	41%	11億円	49%	13億円
		韓国	7,064人	73%	42億円	63%	19億円	29%	3億円	46%	5億円
		全体	27,404人	79%	181億円	58%	55億円	35%	15億円	47%	20億円
	大学・大学院	中国	7,662人	71%	45億円	47%	19億円	29%	4億円	38%	5億円
		韓国	2,929人	63%	14億円	53%	9億円	24%	1億円	39%	2億円
		全体	17,656人	66%	95億円	47%	46億円	26%	7億円	37%	10億円
合計					276億円		101億円		23億円		31億円
ケース2	日本語教育施設	中国	17,098人	84%	120億円	56%	30億円	41%	11億円	49%	13億円
		韓国	7,164人	73%	43億円	63%	19億円	29%	3億円	46%	5億円
		全体	27,675人	79%	183億円	58%	56億円	35%	15億円	47%	21億円
	大学・大学院	中国	10,214人	71%	60億円	47%	25億円	29%	5億円	38%	6億円
		韓国	3,903人	63%	18億円	53%	13億円	24%	1億円	39%	2億円
		全体	23,566人	66%	126億円	47%	61億円	26%	10億円	37%	14億円
合計					309億円		117億円		25億円		34億円
ケース3	日本語教育施設	中国	14,569人	84%	102億円	56%	26億円	41%	10億円	49%	11億円
		韓国	6,096人	73%	37億円	63%	16億円	29%	3億円	46%	4億円
		全体	23,587人	79%	156億円	58%	48億円	35%	13億円	47%	18億円
	大学・大学院	中国	7,643人	71%	45億円	47%	19億円	29%	4億円	38%	5億円
		韓国	2,921人	63%	14億円	53%	9億円	24%	1億円	39%	2億円
		全体	17,611人	66%	94億円	47%	45億円	26%	7億円	37%	10億円
合計					250億円		93億円		21億円		28億円

第4章 広報・募集方法

4.1 広報・募集方法の策定方針

広報の意義は、学生に育英資金貸付制度の存在を知らしめ、潜在的な利用者を発掘し、私費留学生の増加を促進することにある。私費留学生の増加は、日本国としての政策である「留学生受入10万人計画」に大きく寄与するものであり、本事業計画に占める広報・募集活動の重要性は高い。

本事業における広報・募集は、国内向け・海外向けに分けて策定する必要がある。既に国内に在住する学生に対しては、在籍中の教育機関を通じた広報活動が有効と考えられる。一方、潜在的な利用者の発掘という側面からは、海外に在住して将来日本への留学を検討している学生に照準を合わせた広報方法を策定する必要がある。海外向けの広報・募集については、受入教育機関の広報活動も考慮に入れる。これは、留学と育英資金貸付制度に関する情報を同時に提供することで、潜在的な留学生の発掘に相乗効果を挙げることが期待できると考えられるためである。

4.2 本事業における国内向けの広報・募集（案）

国内向けの広報・募集では、日本語教育施設に現在就学中でかつ大学・大学院・専修学校等への進学を希望している学生、及び日本国内の大学等に在学中で将来国内の大学院等へ進学を希望している学生を対象とする。インタビューでは、国内に既に在住する就学生・留学生は、主に在籍している教育機関の窓口や掲示板から奨学金等に関する情報を得る場合が多いことがわかった。よって、日本語教育施設、大学・大学院を通じて広報・募集を展開することが考えられる。また、一般の雑誌等への募集広告掲載による広報・募集は、パイロット・フェーズの中で学生から直接育英資金への応募を検討する際に併せて策定する。主な広報・募集手段は、ポスター・パンフレット、インターネット及び相談窓口が挙げられる。

4.3 本事業における海外向けの広報・募集（案）

海外向けの広報・募集は、将来日本国内の日本語教育施設・大学・大学院・専修学校等への進学を希望している学生を対象とする。国内向けの広報・募集と同様に、日本語学習課程を持つ教育機関や高等学校等、学生を推薦する機関を通じて展開す

るが、各国政府の教育所轄官庁の外郭団体等、留学生送出し事業を行う団体からの協力も検討する。なお、海外から学生が直接大学等へ入学する傾向は、平成14年度から新たに導入される「日本留学試験」により、今後どのように変化するか未知数であるため、海外の推薦機関の選定方法を含めて、海外広報・募集方法はパイロット・フェーズを通し各教育機関の動向も見て検討を重ねる。

海外にて行われている留学生募集の媒体としては、教育機関に対するインタビューの結果、多くの教育機関が(財)日本国際教育協会主催の「日本留学フェア」に参加していることが分かった。本事業の広報・募集では同フェアを利用することも考えられる。海外向けの広報・募集手段としては、ポスター・パンフレット、インターネット及び日本留学フェアが挙げられる。

第5章 選考方法

5.1 選考方法の策定方針

本事業の貸付対象学生を選考する際に考慮すべき点として、人物・学業成績及び返済能力が挙げられる。本事業では、学生の返済能力で在学中に完済されるまたは完済できる計画を策定することにより、貸付金の回収におけるリスクを極力低減させなければならない。

また、学業成績は数値化して判断することができる一方、人物を一義的に評価することは簡単ではない。しかし、本事業が政府開発援助（ODA）の一環として行われる以上、卒業後に母国に帰国して経済・社会福祉の向上に一定の貢献をもたらすことが期待できる人物を貸付対象とすることが必要であり、また貸付金の返済責任を果すかを判断する上でも人物面の評価が重要となってくる。したがって、この点に十分留意して選考を行うこととする。

5.2 本事業における選考方法（案）

選考において重要な人物面の評価のためには、書類選考に加えて面接が必要となる。しかし、本事業の貸付対象学生数は将来的には年間数千人の規模を予定しており、面接する学生数はそれ以上の規模で行う必要があり、時間・人員・費用の点から考えると困難と言える。したがって、書類選考を原則としながらも人物面も適切に評価できる選考が求められる。

一方、必要以上に選考のために基準・手続き・必要書類を増やすことは、応募する学生にとっても時間と費用の浪費を強いることになり、ひいては利用希望者の門戸を狭めることにもつながる。そこで日本語教育施設・大学による学生の選考方法をよく検証し、妥当な範囲でこれらの教育機関の推薦に依拠した選考方法が考えられる。

(1) 教育機関による推薦に基づき選考する方法

1) 国内の日本語教育施設から大学へ進学する場合

私費留学生の多くは、国内の日本語教育施設を経てから大学へ進学している。

そして少なくとも学生を多く抱える日本語教育施設では人物面の評価を中心とした選考を採り入れている。そこで、日本語教育施設の選考方法を検証し、人物面の評価に基づく選考を行っているかを確認することを前提として、教育機関の推薦に基づき日本語教育施設への入学（就学生）および日本語教育施設から大学へ進学（留学生）する学生に対する貸付の選考を行う。

2) 国内の大学から大学院へ進学する場合

国内の大学から大学院へ進学する場合も同様に、卒業する大学の推薦に基づき貸付対象学生を選考する方法が考えられる。ただし、大学へのインタビューから、同系列の大学院へ進学する場合は大学推薦を比較的得やすいが、他系列の大学院へ進学する場合には、大学推薦を得にくいことがわかった。これは推薦を行う大学側にとっては、学生が他系列の大学院へ進学する場合には推薦するメリットがあまり感じられないことが理由と考えられる。実際にはこのような形で大学院へ進学するケースは、本事業の対象となる就学生・留学生の全体数から見れば少ないと思われるが、今後事業実施段階では、同様の場合でも推薦が得られるように、大学側の理解を得る必要がある。

3) 海外から直接大学・大学院へ進学する場合

海外の教育機関から直接大学・大学院へ進学する私費留学生の場合も、出身校の推薦に基づき選考する方法を採る。ただし、教育機関による推薦に基づく選考方法の場合、推薦の信用度により選考結果が左右されるため、留学生の出身校の推薦を安易に信用することはリスクがある。将来的には、留学生の出身校が発行した推薦の信用度についても一定の評価を下すことが必要であり、また評価を行うための実績データの蓄積および現地において選考を行うインフラを整備する必要がある。このような体制が整うまで当面の方策として、出身校による推薦に加えて、受入側の大学・大学院から学生に対する推薦がある場合は、出身校からの推薦を補完する形で評価を行う。

4) 貸付金の債務保証が得られるケース

本事業では、学生への貸付にあたって日本人による債務保証を必須要件とはしない。しかし、仮に債務保証が得られる場合はその分貸倒リスクが軽減されるため、貸付対象人数を増やすことが可能となる。したがって、貸付にあたって債務保証が得られる場合は、債務保証人の返済能力を適切に評価することを前提として、選考時には積極的に評価する。

債務保証人が、受入教育機関である場合は、受入教育機関が責任を持って推薦

したものと同様に解釈できる。したがって、教育機関の推薦は債務保証がない場合に比べて信用度が高いと判断する。一方、債務保証人が受入教育機関以外の日本人である場合は、教育機関の推薦は債務保証がない場合と信用度に差がないものと判断する。

以上述べた教育機関による推薦を基本として貸付を行う方法は、日本育英会における奨学生の選考や、国費留学生の選考においても広く採り入れられており、本事業においても同様の考え方を採用する。

5) 推薦の信用度の評価

教育機関推薦に依拠した選考を行う場合には、推薦の信用度を評価することが重要になる。つまり、推薦を行う教育機関が、想定する選考方法に基づいて適切に学生を選定しており、かつ一定の基準に基づき推薦を行っているか確かめる必要がある。

教育機関による推薦に基づき選考・貸付を行った結果、不幸にも学生からの返済が滞った場合は、その理由を明らかにし、もし病気や事故等やむを得ない理由以外で返済が滞っている場合は、推薦した教育機関に状況を伝えるとともに、次期以降の当該教育機関からの推薦の信用度を再評価する。具体的には、当該教育機関からの推薦人数枠の削減等を検討する。

6) 教育機関による推薦人数枠の設定

ここまでの議論では、教育機関に対して学生の推薦人数枠を設けることを前提としている。一方で、推薦人数枠を設けずに公募を行い、応募者の中から国連大学が貸付対象者を選抜する方法も考えられるが、以下の理由により本事業では推薦枠を設定する方法を採用する。

- (a) 本事業では予算額や貸付限度額の制約により、貸付対象学生数が限られる。この場合、推薦人数枠を設けずに利用希望者からの申込を受け付けて、貸付予定人数を超えた場合、国連大学で序列をつけてさらに貸付対象者を絞ることが必要となる。
- (b) 推薦人数枠を設けずに教育機関からの推薦を受けた場合、教育機関の選定基準が甘くなる恐れがある。
- (c) 推薦人数枠を設けない場合、教育機関からの推薦の信用度を評価して推薦人数枠を増減させるしくみを採用することができなくなる。

(2) 教育機関による推薦に拠らずに選考する方法

教育機関による推薦に拠らずに貸付対象者を選考する方法として、国連大学が直接または外部委託して面接を行い、選考する方法が考えられる。

この方法では、教育機関からの推薦に拠らず、国連大学が直接利用希望者と面接して学生の人物面の評価を行う。具体的には、国連大学内部に学生面接を行う担当者もしくは部門を設けて学生の選考にあたる。この方法に拠った場合、以下の課題を検討する必要がある。

- 1) 適切な人物評価を行える選考担当者の確保
- 2) 適切な面接実施時期の設定
- 3) 時間及び費用の問題の解決

以上の課題を勘案し、以下の節では教育機関による推薦に基づき選考する方法について更に詳しく述べる。しかし、国連大学が自ら面接を実施して、教育機関による推薦に依拠しないで選考を行うことは、多くの学生に本事業を認知させて日本への進学の手戸を広げることにもつながる。したがって、上記の課題を考慮しつつ、将来には教育機関による推薦に依拠する選考の別枠として採用していくことも考えられる。

5.3 選考手続き

選考にあたって必要な提出書類については、日本在住者と海外在住者の場合で一部を除き同等のものを要求する。これらの書類については貸付希望学生および国連大学の手続きを煩雑にしないため、一定の様式を事前に準備する。

必要書類の提出については、書類記載上の間違いや必要書類の不備等の問題を未然に防ぐため、推薦を行う教育機関の担当者に取りまとめて、国連大学に提出する。

選考手続きは、日本在住学生と海外在住学生の場合を分けて考えられるが、基本的な審査手続きの流れは同じく図 5-1 のとおりである。

図 5-1 選考手続きの流れ（案）

第一次審査

- ・ 日本語教育施設（または大学）の推薦状チェック¹
↓
- ・ 推薦校のチェック²
↓
- ・ 就学状況・成績が一定の水準を満たしていることを確認
↓
- ・ 財務状況の確認（融資前実績・融資後予定表）し、内容の妥当性を検討。特に日本既在住者については実績表の検討に重点を置く。
↓
- ・ その他必要書類の整備状況の確認
↓
- ・ 第一次審査結果通知

第二次審査

- ・ 入学金支払に関する領収書等および就学または留学ビザのチェック³
↓
- ・ 最終選考通知
↓
- ・ その他必要書類の整備状況

¹ 日本在住者の場合卒業した日本語教育施設・大学の推薦、海外在住者の場合受入日本語教育施設の推薦を意味する。

² 推薦する日本語教育施設・大学が信頼のおける選考に基づき学生を推薦しているか確認する。具体的には面接を通し人物面の評価に重点を置いた選考を行っているか確認する。

³ 日本在住者の場合大学・大学院の入学金支払領収書または同等の内容を証する一部学費支払に関する領収書、海外在住者の場合は加えて就学・留学ビザの交付状況を確認する。

5.4 日本留学試験導入による選考方法への対応

2002年より、日本留学のための従来の試験制度を改善した新たな試験「日本留学試験」が実施される予定である。同試験は、留学生としての適性を的確に評価することを目的とした試験で、これまで行われている「私費外国人留学生統一試験」と「日本語能力試験」を統合するものとなる。試験実施時期を年2回（6月及び11月）にする、試験会場を海外主要10都市以上に設ける等の措置により、留学希望者の便宜を図り、日本への留学をしやすくしている。例えば、2003年4月に日本の大学等への留学を目指す学生は、2002年6月及び11月の2回にわたり同試験を受験する機会があり、しかも在住国に試験会場が設けられてれば、受験のために来日する必要もない。

同試験の結果は、本事業における選考材料である学生の学力を判断する上でも大きな目安となり得る。中国・韓国・台湾等今後も留学生の増加が予測される国・地域における同試験の会場の設置状況を確認し、貸付対象となる留学希望者の現地選考（第一次選考）として利用する可能性についても検討する必要がある。

第6章 貸付方法

6.1 貸付方法の策定方針

選考を経て必要な手続きを行い、正式に融資契約を結んだ学生に対して貸付を行う。貸付にあたっては冗費されることを防ぐため、資金用途を限定して貸付けることに留意する。また、貸付対象学生の金融機関口座への振込サービスを依頼する金融機関は、様々な観点から検討により適切な金融機関を選定する。

6.2 本事業における貸付方法（案）

本事業の貸付金の用途対象となる項目は、渡航費、入学金、敷金・礼金等の留学時の初年度費用である。アンケート・インタビューによれば、学生が返済可能な金額は月1～2万円程度であると考えられ、在学中に返済するという前提事項から逆算した貸付金額は、入学金ないし半期分の授業料にほぼ相当する。そこでまず貸付方法として本人に入金するのではなく、進学予定の日本語教育施設や大学等の金融機関口座に貸付金を振り込む方法を検討した。しかし、この方法では以下の問題点や事実があることが明らかになった。

- (1) 入学する教育機関における事務手続きが煩雑となり、経費がかさむ。
- (2) ほとんどの大学・大学院では、入学金と初年度授業料の納付時期を分けており、またその他の初期費用も発生する。すなわち、入学金支払後にも学生の資金需要が発生する。

そこで、入学金支払の領収書等を確認し、入学金相当額または学生の貸付希望額を、大学・大学院生の場合は直接学生本人の金融機関口座に振り込み、また日本語教育施設生の場合にはその教育機関の金融機関口座に振り込む方法を提案する。

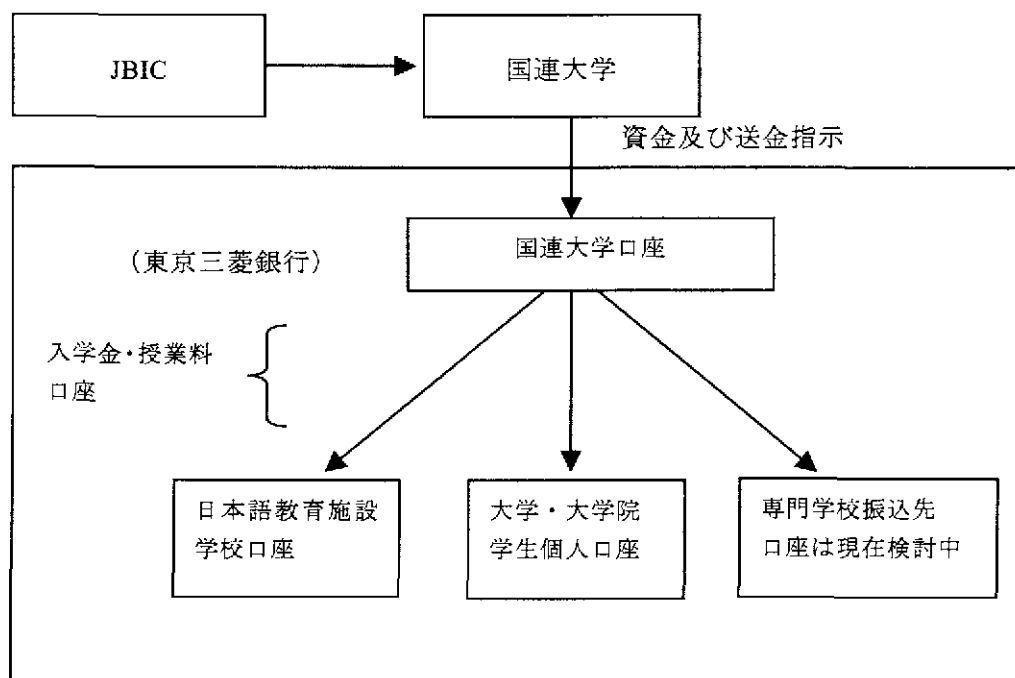
日本語教育施設では入学金・授業料等を来日前に一括で支払うケースがほとんどであり、資金需要は一時期に発生している。この点につき複数の日本語教育施設とのインタビューの結果、一括支払ではなく、2回に分割することも、事務手続きは煩雑となるが対応可能だろうという回答を得た。そこで、日本語教育施設については最初に学生が貸付予定額を除いた入学金・授業料を教育機関に払い込み、その後国連大学から学生への貸付金額を日本語教育施設の金融機関口座へ払う方法を採用す

ることを提案する。国連大学から学生を介することなく日本語教育施設の金融機関口座に直接を振り込む理由は、学生による貸付資金の流用によって納入すべき入学金・授業料の残金が日本語教育施設に支払われないという、日本語教育施設のリスクを軽減することができると考えられるためである。

学生への貸付金額は、その用途との関係で決まることになる。既に学生の入学が確定していれば、入学時の初期費用が約 100 万円以上かかる場合もあるため、具体的に貸付用途を明確化しなくても、貸付資金がすべてこの初期費用に充てられると推測できる。具体的な貸付用途について厳密に限定するという観点からは、実際に教育機関に支払った入学金等の金額を、領収書等に基づき遡及的に貸付ける方法を採用することとする。

以上まとめると、当面考えられる貸付資金の流れは図 6-1 のとおりである。

図 6-1 貸付資金の流れ（案）



6.3 貸付条件

貸倒リスクを低く抑え、また学生が将来返済に窮しないように学生が月々に返済可能と考えられる金額から、貸付金額の上限を設定する。表 6-1 及び表 6-2 にアンケート・インタビュー結果から得られた就学生・留学生の月次平均収入・支出額と自己申告による月々返済可能額を示す。これらの表から検討すると、月 1 万円前後の返済を上限として貸付金額を定めれば、返済する際に破綻を来す学生を極力回避することができると思う。この月々返済可能額に後述する返済回数を掛け合わせる

と日本語教育施設生（2年制）及び大学院生が20万円、大学生（4年制）で40万円が一応の貸付限度額であることがわかる。そこでこれらの額を原則的に貸付限度額とする。

表 6-1 学生の月次平均収入・支出額

所属課程	国・地域	平均収入	平均支出	収支差額
日本語教育施設	中国	124,813 円	103,911 円	20,902 円
	韓国	119,971 円	105,894 円	14,077 円
	全体	121,595 円	104,792 円	16,803 円
大学・大学院	中国	109,902 円	109,091 円	811 円
	韓国	112,219 円	112,060 円	159 円
	全体	110,159 円	110,083 円	76 円
全体		116,672 円	110,851 円	5,821 円

表 6-2 学生の自己申告による月々返済可能額

所属課程	国・地域	5,000 円 以上	10,000 円 以上	15,000 円 以上	20,000 円 以上
日本語教育施設	中国	84 %	64 %	54 %	43 %
	韓国	97 %	88 %	75 %	63 %
	全体	89 %	73 %	62 %	50 %
大学・大学院	中国	84 %	63 %	50 %	36 %
	韓国	93 %	78 %	62 %	46 %
	全体	86 %	66 %	53 %	39 %
全体		88 %	70 %	58 %	45 %

貸付金の返済を開始する時期について、渡日間もない日本語教育施設生等にとっては日本語に不慣れであり、また簡単にアルバイト先を見つけられない場合が多いことから、6ヵ月の返済据置期間（すなわち、4月入学生の場合、同年9月末から返済を開始）を設ける。また、大学・大学院生は日本語教育施設生に比べて、既に日本での生活を送ってきた者が大半であり、アルバイト先の確保も容易であると考えられる。そこで、返済を開始する時期を日本語教育施設生の場合に比べて早めることが可能であると考えられるが、大学生に対するアンケートでは、6ヵ月以上の返済据置期間を求める割合が約60%に上ったのに対し、2ヵ月未満に返済が開始できると回答した割合は約10%であった。そこで大学生についても返済据置期間を6ヵ月とし、大学院生についても同様とする。

また、返済の最終回としては本来教育機関を卒業する月（通常は3月）が考えられるが、実際には学生がそれ以前に帰国したり、帰国準備のため銀行口座を解約したりする場合が多い。したがって、返済の最終回は卒業する月の3ヵ月前（すなわち、3月卒業の場合、前年の12月）までとする。

回収方法については第7章に示すとおり、学生本人の金融機関口座からの自動引落とする。

本事業の原資となる円借款の金利年 0.75%及び手数料年 0.1%分に見合った額を元本に加えて学生から回収することを考えれば、少なくとも年1%程度の利息を課すことが必要となる。しかし、一方で本事業の意義及び費用対効果の点からは、利息を課すことに以下のとおり疑問がもたれる面がある。

- (1) 育英資金貸付という本事業の意義を明確する上では無利息の貸付とすることがわかりやすい条件設定である。インタビューでも中国の学生を中心に利息に対して疑問を持つものもあり、また有利子であることに商業性を感じている学生もいた。
- (2) 年1%相当の利息を収受するために、追加的なシステム開発費や管理費が発生する。これらの費用を考えると、利息の徴収による実質的な収益分は相当小さくなることが予想され、費用対効果の点から疑問が残る。

また、無利息の学生貸付制度は、日本育英会や一部地方自治体による貸付制度や各大学が独自で行っている貸付制度でも既に存在している。しかし一方、本事業運営のために最低限必要な管理コスト（年利1%相当）が発生する。そこで利息は0%とするものの、必要な管理コストはその内訳を明らかにした上で、手数料として貸付金額から相当額を差引いて、残額を学生に貸付ける方法が考えられる。

以上の貸付条件案をまとめると、表6-3のとおりである。

表 6-3 貸付条件案

受入機関	日本語教育施設 (2年間)	大学	大学院
貸付限度額	20万円	40万円	20万円
据置期間	6ヵ月	6ヵ月	6ヵ月
返済回数	16回	40回	16回
月々返済額	約10,000円	約10,000円	約10,000円
貸付利率	0%	0%	0%
貸付方法	教育機関口座へ振込	本人口座へ振込	本人口座へ振込
回収方法	口座自動引落	口座自動引落	口座自動引落

この他の短期大学及び専修学校の場合については、パイロット・フェーズの結果に基づき検討する。

第7章 回収方法

7.1 回収方法の策定方針

学生に貸付けた債権を確実に回収することは、貸倒を防ぐために最も重要な点であるが、このためには返済に伴う学生の負担をできるだけ軽減して計画的な返済が行えるように考慮する必要がある。本章で述べる回収方法については、パイロット・フェーズを通して見直しを行う。

- (1) 学生からの貸付金の回収方法は、学生本人の金融機関口座からの自動引落を利用する。また、貸付後一定の返済据置期間（6ヵ月）をおき、その後毎月一定額とする。
- (2) 学生の金融機関口座は全金融機関を対象として、引落しできるようにする。
- (3) 毎月一定額の自動引落を原則とするが、繰上返済を希望する学生に対しては対処する。
- (4) やむを得ない事情による引落の猶予は、事前承認を前提として応じる。

7.2 本事業における回収方法（案）

自動引落による回収方法は、学生の返済にかかる手続き面での負担を軽減するとともに、計画的な返済を行う上でも有効である。また、回収する側にとっても事務コストの抑制につながる。学生に対するインタビューからも、自動引落についての理解は得られていると言える。また、自動引落の開始時期については進学時における学生の住居移転やアルバイト先の確保等の問題を考慮し、返済据置期間を設ける。第6章で述べたように、6ヵ月の返済据置期間を設けることが適当と考える。

本事業において学生に対する貸付や回収の際に国連大学が利用する金融機関を検討する。検討を行う金融機関として、民間金融機関からは東京三菱銀行、また公的金融機関からは郵便貯金を表7-1に比較する。ここで自動引落にかかる手数料を試算すると郵便局が圧倒的に有利である。しかし、学生へのインタビューによれば、郵便局に口座を持っている学生は全体の2割以下である。郵便局口座からの引落サービスを利用するためには、学生に郵便局口座を開設してもらわなければならない。

学生に対し貸付に際して口座開設にしてもらうこと自体は可能と思われるが、この場合でも学生が日常利用している口座から毎月の引落日に合わせて、郵便局口座への振替をする必要が学生側に生じる。このことは、振替に伴う学生負担が増えるとともに、振替を忘れることによって残高不足による自動引落漏れが発生する恐れがあり、しいては貸倒リスクの増加要因になると考えられる。以上の点から、口座引落手数料の面ではデメリットがあるものの全金融機関からの引落ができるサービスを持つ東京三菱銀行の利用を推奨する。

表 7-1 金融機関サービス比較表

データ伝送による振込・振替 (国連大学の一般資金管理口座は東京三菱銀行口座)		
比較項目	郵便貯金	東京三菱銀行
基本料金	—	サービス名「せるふバンク」使用。別途月額費用 7,000 円
手数料（一件につき）	30 円	3 万円以上 当行同一支店あて 0 円 当行他支店あて 210 円 他行あて 525 円
受取側口座 (学生、受入機関等)	郵便貯金口座	ほぼ全金融機関 (郵便貯金口座除く)
送金側口座 (国連大学)	郵便貯金口座	東京三菱銀行口座
データ通信 (Firm Banking に同じ)	全銀協統一フォーマット 伝送ソフトが必要	全銀協統一フォーマット 国連大学にて「せるふバンク」 使用中。
制約条件等	送金側、受取側とも郵便貯金の 口座が必要。 国連大学東京三菱銀行一般資金 管理口座から国連大学郵便貯金 口座へのデータ伝送による資金 移動はできない。	現在、国連大学において「せる ふバンク」端末に手入力で運用 している。オンライン運用のた めには振込依頼データを作成し て「せるふバンク」に渡す必要 がある。
データ伝送による自動引き落とし (国連大学の一般資金管理口座は東京三菱銀行口座)		
比較項目	郵便貯金	東京三菱銀行 ¹
基本料金	—	月々 3,000 円 回収代金振込手数料 200 円
手数料（一件につき）	25 円	152 円
口座 (学生)	郵便貯金口座	ほぼ全金融機関 (郵便貯金口座含む)
口座 (国連大学)	郵便貯金口座	東京三菱銀行口座
残高不足の通知 (対 国連大学)	データ伝送による通知あり。	データ伝送による通知あり。
データ通信 (Firm Banking に同じ)	全銀協統一フォーマット 伝送ソフトが必要	全銀協統一フォーマット 伝送ソフトが必要
引落日	任意の日に指定可能	毎月 12 日または 27 日

¹ 子会社であるダイヤモンド・ファクター社の「ワイドネット」を利用

学生の多くは通常夏休み等の長期休暇期間に、より多くのアルバイト収入額が望める。したがって資金的な余裕が生じて、貸付時に決められた返済期限を待たずに繰上返済を行いたいという学生が出ることも予想される。繰上返済は債務から早く解放されることから、学生側のニーズもあると言える。一方、国連大学の管理面からみれば、回収手続きが複雑となるため管理コストがかかるが、自動引落による返済を原則とするものの学生のニーズにも合わせて繰上返済も認める。

学生が病気や事故等やむを得ない状況により収入が確保できず、返済が困難となる場合が発生することも想定される。このような状況では臨時的に学生の資金需要が増すこともあり、強制的に口座からの自動引落を行うことは、苦しい状況にある学生を更に窮地に追い込むことにもなりかねない。したがって、貸付金の返済を猶予することも可能にする。

しかし一方で、決められたとおりに返済しなくても構わないという風評が流れる等のモラルハザードが発生する心配があることから、返済猶予に係る手続きとして、事前に申請書類を国連大学に提出し承認を得ることを原則とする。ただし緊急事態の場合には、事後に申請書類を提出し承認を得ることを前提に、電話連絡等により返済猶予の手続きを進める。また、正当な理由によって返済猶予が認められた場合には、懲罰的な延滞利息を課さないこととする。

将来、日本国内での就職が確定している学生については、貸付金の返済を卒業後に延期するというオプションを検討する。インタビューからも、卒業後に返済する希望が多かった。この場合、学生が内定通知書等を提出して国連大学に事前承認を得て返済延期を可能とする。

第8章 債権管理方法

8.1 債権管理方法の策定方針

本事業の債権管理は以下に掲げる方針に基づき行う。

- (1) 債権管理は、貸付事業において最も重要な業務であることから、貸倒を未然に防ぐため未回収債権管理表を利用した一元管理を行う。
- (2) 徹底した債権管理を行うとともに、本事業の主旨に照らし第9章に述べる生活支援業務と関連付け、貸倒につながる学生が困窮した状況にならないように留意する。
- (3) 返済開始直後における返済状況に注視し、滞納の常態化をさける。
- (4) 延滞債権の督促手段としてははがきによる通知を基本とし、それでも改善しない場合には電話連絡する。訪問による債権取り立ては原則おこなわない。

8.2 本事業における債権管理方法（案）

債権管理表を用いた債権の一元的管理を国連大学において行う。債権管理表に記録する項目としては管理コード、氏名、住所、年齢・性別、連絡先、金額、リスクレベル、延滞状況（返済履歴・督促状況）、就学状況、貸倒引当金（残高×引当率）が考えられる。

返済を滞納している学生に対して、段階に応じてはがきや電話での督促を行う。はがきでの通知については滞納の状況により複数の様式を準備し、システムから自動的に出力する。学生本人への電話連絡は、はがきによる延滞通知を2度行っても効果がない場合に行う。ただし、学生の心証も考慮し、督促が目的ではあるものの、本人との会話では学生の現在状況や返済が延滞している内容を聞き、返済計画の変更も含め相談に応じる。

訪問による取り立ては行わないが、督促の過程で訪問すべき事由が発生した場合（例えば、病気・事故等の理由により学生から訪問を求められた場合）は本人を訪問することも検討する。ただし、学生が首都圏以外に在住する等の地理的制約がある場合は、生活支援業務を委託する機関（アジアシード等）やその地方事務所に対

して、訪問を依頼する。督促の履歴は債権管理表に反映させて、滞納期間等を勘案した学生の貸倒リスクレベルの評価に利用する。貸倒リスクレベルについては貸倒率として数値化し、債権額に乗じることにより個別の貸倒引当金額を算定する。また、これらの処理はすべてシステム化する。

一般に割賦返済の場合には、貸付金の返済開始当初に返済が習慣化した債務者は、その後も円滑に返済するケースが多い。本事業では口座からの自動引落を原則としているため、返済の習慣化はそれほど大きな問題とはならないが、返済開始当初の1～2回目の返済実績を注視し、はがき及び電話による督促を実施する。

第9章 生活支援方法

9.1 生活支援方法の策定方針

本事業が一般的な貸金業と異なり就学生・留学生を支援することが目的であるという観点から、学生に対する生活支援は重要である。また、生活支援は就学生・留学生の収入支援等を講じることにより、貸倒に陥らないようにするためにも必要である。しかし一方で、学生に対する生活支援を行うことは簡単ではなく、過去の就学生・留学生に対する生活支援の経験に基づいて、学生の状況を身近で捉え適切なサポートを行うことが必要である。また、生活支援の対象範囲には際限がなく、たとえ一人の学生に対する支援であっても、その支援内容によっては膨大な時間と費用が必要となる。

したがって、本事業では生活支援を重要な事業内容として位置づけるものの、本事業開始後に貸付対象学生数は最大で1万人を超えることから、支援内容の範囲には一定の上限を設ける。

9.2 本事業における生活支援方法（案）

本事業では第11章で記述するとおり、生活支援にかかる業務を外部機関に委託することを検討している。生活支援におけるカウンセリングは以下の方法による。

- (1) カウンセリング相談窓口を国連大学及び業務委託機関に設け、学生に相談窓口の存在をパンフレット等により案内する。
- (2) 入学直後及び入学6ヵ月後を目処に、はがきやニュースレターによる照会を通じて、学生が抱える問題について問い合わせる。相談先としては国連大学の他、委託機関となるアジアシード及び各地方事務所を紹介する。
- (3) 相談を受けた場合はその内容を聞き、相談に応じる。特別な事情がある場合を除いて、電話により一定の解決策を示唆できるようにする。もし、即答できない場合は後日、改めて連絡をとる。以上の顛末については生活支援状況リストに記録する。
- (4) 生活支援方法は電話によるものを主とするが、以下の場合については直接本人に会う、または本人宅を直接訪れる等の対応も検討する。

- 1) 病気・事故のケース

- 2) 精神的に深刻な状況にある場合
- 3) 自己破産状態に陥っている場合
- 4) ドロップアウト

また、他の留学生支援団体が行っている制度の後押しとして、アルバイト収入支援・住宅情報の提供・カウンセリング・留学生との情報の共有化が検討されるべき生活支援内容として挙げられる。

第10章 貸倒リスク

10.1 貸倒の定義

貸倒の定義（または認定）について以下に記述する。なお、貸倒に至るまでの債権の評価は貸倒引当金を計上することにより行う。本事業において、貸倒とは以下の事由が生じた場合を指す。

- (1) 本人が死亡または重大な疾病などにより弁済不能となった場合
- (2) 本人の資産の状況、支払能力等からその債権の全額が回収できないことが明らかとなった場合
- (3) 帰国が確認された場合（ただし、一時帰国は除く）
- (4) 本人が行方不明と判断された場合
- (5) 上記以外で国連大学が貸倒と認定し、事業監理委員会に、その内容について報告した場合

10.2 貸倒リスクの分析方法

本事業の貸倒リスク分析は、以下の手順に基づき行う。

- (1) 想定されるリスクを列挙し、その内容により複数のリスク項目に分類する。
- (2) インタビュー・アンケートの結果を用い、貸付対象者の属性別に、それぞれのリスク項目毎の貸倒率を見積もる。貸付対象者の属性及び貸倒率の算定式は、以下によるものとする。

1) 貸付対象者の属性分類：

- (a) 出身国・地域： 中国、韓国、その他
- (b) 教育課程： 日本語教育施設、大学学部、大学院
- (c) 設立形態： 国公立、私立

2) 貸倒率の算定式：

$$\text{貸倒率} = \text{貸倒該当率}^1 \times \text{残存債務率}^2$$

- (3) 貸付対象者の属性別に、各リスク項目の貸倒率を合計することによって、貸付対象者の属性別貸倒率を算定する。

$$\text{貸付対象者の属性別貸倒率} = \Sigma \text{リスク項目別貸倒率}$$

- (4) 最終的な貸倒率は、貸付対象者の属性別貸倒率を、貸付対象者の全体のうちその属性を持つ者の占める割合で、加重調整した総和で算出する。
- (5) さらに、同種の学生貸付制度の実績値や他の統計データを参考にして、算定された貸倒率を相対的に分析する。
- (6) 貸倒率は、返済条件により変動すると考えられる。そこで、返済条件によって異なる返済額を複数設定し、その設定ごとに最終貸倒率を算定する。

10.3 貸倒リスクの種類

- (1) 病気・不慮の事故等により学業を中断せざるを得ないリスク

受入教育機関へのインタビューから得られたドロップアウト率を基に推定する。

- (2) 経済的理由により返済不能に陥るリスク

- 1) 仕送りの円貨手取り額が為替変動により目減りするリスク、または仕送りもとの経済的理由により、仕送り額が減少または途絶するリスク

これらのリスクは、多分に仕送り元である出身国の経済情勢に依存する。

- 2) 学業とアルバイトの両立が困難となるリスク

学業とアルバイトの両立が困難となり、返済不能に陥るケースが考えられる。学業とアルバイトの両立が困難となるのは学部の3・4年生及び大学院生に多いこ

¹ 貸倒に該当する学生の割合

² 貸倒発生時点での、貸付額に対する未返済金額の割合

とから、想定返済不能時点を学部生の場合は3年次終了時、大学院生の場合は1年次終了時とした。また、日本語教育施設生や留学生別科生は、日本語能力が未だ初級の段階で渡日する場合がほとんどである。このような場合、たとえアルバイトに就くことを前提に返済計画を立てていても、日本語能力の問題によりアルバイトを確保できないリスクがある。

3) 家賃等の物価高騰により収支バランスが崩れるリスク

このリスクに伴う貸倒率は、一ヶ月の生活費をある一定割合増加させた場合に、返済額を含めた月次支出が収入を上回り、返済不能に陥るであろう学生の割合で計算する。

(3) 人物面で不適切な留学生が選考されるリスク

人物面で不適切な留学生が選考されるリスクとは、当初から学生に貸付金の返済の意思がなくて学生に貸付けた時点で全額貸倒となってしまうリスク、または当初はそのような悪意がなくとも返済に対する責任感が低くて返済が滞るリスクを指す。これらのリスクは、すべて選考過程で発生する。

まず、当初から貸付金の返済意思がなくて貸付けた時点で全額貸倒となってしまうリスクは、本事業のように教育機関による推薦に基づいた選考を行う場合には極めて低くなると思われる。また、当初は悪意がなくとも返済に対する責任感が低くて返済が滞るリスクもあるが、この場合、返済滞り始めるまでに返済がある程度進んでいるため、貸倒率は低くなる。

10.4 予想貸倒リスクの算定結果

以上の条件をもとに、予想貸倒リスクを算定する。貸付申請時に返済能力を甘く見積もり、また選考においてもその見込み違いが発見できない場合が考えられる。これも一つの選考上のリスクであり、選考の精度を意味する。したがって、選考の精度が高い場合（選考上のリスクが0%）と低い場合（選考上のリスクが100%）に分けて貸倒リスクを算定した。なお、選考上のリスクが100%とは、返済能力がない学生でもすべて貸付を行うということである。

(1) 月々返済額からみた貸倒リスク

表 10-1 選考の精度が高い場合の貸倒リスク

	国・地域	学生比率	5,000 円	10,000 円	15,000 円	20,000 円
日本語教育施設	中国	55%	5%	5%	5%	6%
	韓国	34%	6%	6%	6%	6%
	台湾	3%	5%	7%	5%	7%
	その他	9%	5%	7%	8%	7%
	合計	100%	6%	5%	5%	6%
大学・大学院	中国	60%	14%	15%	15%	14%
	韓国	20%	10%	11%	10%	11%
	台湾	7%	5%	5%	7%	8%
	その他	13%	5%	9%	8%	8%
	合計	100%	12%	13%	13%	12%
総合計			9%	9%	9%	9%

表 10-2 選考の精度が低い場合の貸倒リスク

	国・地域	学生比率	5,000 円	10,000 円	15,000 円	20,000 円
日本語教育施設	中国	55%	20%	29%	35%	41%
	韓国	34%	9%	13%	18%	23%
	台湾	3%	15%	23%	28%	35%
	その他	9%	15%	24%	30%	35%
	合計	100%	16%	23%	29%	35%
大学・大学院	中国	60%	28%	36%	42%	47%
	韓国	20%	17%	23%	29%	35%
	台湾	7%	24%	35%	42%	48%
	その他	13%	23%	37%	43%	48%
	合計	100%	25%	33%	39%	45%
総合計			20%	28%	34%	40%

(2) 予想貸倒リスクの評価

1) 全般的評価

表 10-1 より選考精度が高い場合は、ほぼ 10%以下の貸倒リスクとなる。一方、表 10-2 より選考精度が低い場合は月 2 万円の返済額のケースで、貸倒リスクは 40%にも達する。したがって、選考においては学生の返済能力がどれだけあるか十分吟味するとともに、できるだけ余裕を持った返済が行えるように貸付金額を制限することが必要となる。

2) 属性別評価

日本語教育施設と大学・大学院で比較した場合、貸倒リスクは大学・大学院生の方が日本語教育施設生よりも高いと言える。この理由は、インタビューの結果からも明らかのように、大学・大学院生は日本語教育施設生に比べてアルバイトと学業の両立が困難である点が挙げられる。しかし一方で、大学院生は奨学金を受けている場合も多く、そのような学生は貸倒率が低いとも言える。また、国・地域別に比較した場合、大学・大学院生では中国からの学生の貸倒リスクが韓国からの学生の貸倒リスクよりも高くなっているが、日本語教育施設生では逆に韓国からの学生の貸倒リスクは中国からの学生の貸倒リスクよりも高い傾向にある。

10.5 貸倒リスクの抑制策

以上の検討を念頭に、貸倒率をできるだけ抑制する手段を講じる必要がある。貸倒率抑制のためには、第一に留学生自身が借り入れた資金に対し責任を持って返済するという強い意志を持つことが重要であり、また貸付側にとっても学生に対してそのような認識を持たせる策を講じる必要がある（モラルハザード対策）。モラルハザード対策のためには以下の点を中心に行う。

(1) 事業の主旨説明

貸付契約にあたり契約書上に本事業の主旨を記載し留学生にその主旨よく理解させた上で契約し、返済に対する強い責任感をもたせる。さらに広報・募集時に配布するパンフレットや国連大学のホームページ上の事業紹介に本事業の主旨を記載する。また、今後開催される各種説明会においても事業主旨の説明を行う。

(2) 債権管理を通しての貸倒抑制

第8章でも述べたように口座自動引落による回収が滞った場合は、はがきや電話による督促を行い、貸倒の抑制を図る。学生に対しては返済の猶予を与えることがあっても原則として債権放棄は行わないこととし、留学生間の情報伝達により安易な貸倒を誘発しないように留意する。具体的には、学生が帰国時に未返済の債務がある場合は、本人の帰国後に銀行振込を通じて国連大学に対し返済することを学生に確約させ、また同時に新しい返済計画を国連大学に提出させる。

(3) 延滞債権に対する対処策の設定

モラルハザード対策として、病気・事故等やむを得ない理由以外で返済が滞った場合に以下のような対処策を講じる。

- 1) 延滞債権に対して延滞利息を課す。延滞利息については日本育英会が採用し

ている利率を参考に、年率5%で延滞が生じた翌日より日割りにて計算する。

- 2) 延滞をおこした就学生・留学生を推薦した教育機関に対して状況を報告するとともに、以後の選考について一定の制約条件を設ける。具体的にはその教育機関からの推薦人数枠を制限する。

(4) 生活支援プログラムとの連携

貸倒率抑制のためにモラルハザード対策のほか、貸倒の事態に陥らないように奨学生生活支援の充実を図る。生活支援の内容は第9章に記載している。

第11章 事業実施体制

11.1 事業実施体制の策定方針

本事業のうち、広報・募集・選考・貸付・回収・債権管理の各業務については国連大学が主体的に行うが、生活支援や延滞債権のフォローについては長年の経験を蓄積したコンサルタントに業務を委託する。また、生活支援や延滞債権に対するフォローはより学生に密着した環境で行うことが求められるため、本事業のために地方事務所設置の検討を行い、教育機関の留学生担当課と連携を図る体制を考える。業務委託機関は、生活支援や延滞債権に対するフォロー状況を国連大学に報告する。

11.2 業務委託機関の選定

業務委託機関の選定にあたっては、学生貸付業務に関わる十分な経験・実績及び実施能力を備えており、開発途上国にも拠点を有する国際協力に根ざした機関であることと、安定した財務基盤を有していることも考慮する。検討の結果、業務委託を行うコンサルタントとしてはアジアシードを第一候補として考える。

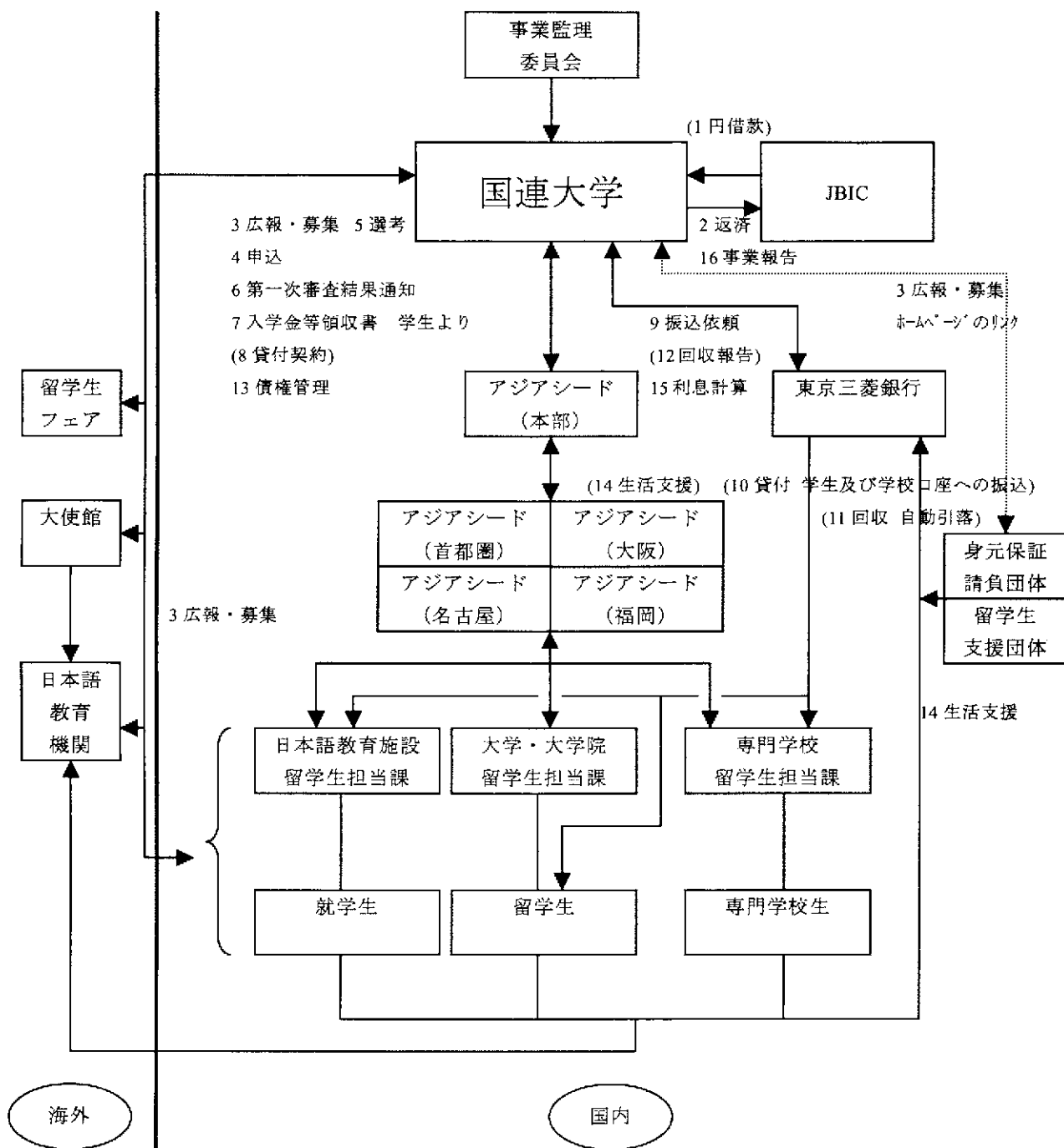
アジアシードに対する委託業務内容として貸付業務、債権管理業務、生活支援、地方事務所との連携、国連大学のサポート、事業費精算が考えられる。

首都圏についてはアジアシードを業務委託機関として予定しているが、貸付希望学生の半数近くは地方在住の学生であると予想される。また、特に地方都市の中でも、多くの学生が在住する大阪・名古屋・福岡の3都市に地方拠点を設ける必要があり、業務委託機関となるアジアシードの直営の形で地方事務所を設置することを検討する。しかし、パイロット・フェーズの状況を踏まえ地方自治体留学センターをはじめ留学生・就学生受入経験のある各団体の協力が得られる場合は地方において、それら団体との連携を検討する。また、費用対効果を考慮の上、将来的には必要に応じこれら3都市以外でも地方事務所設置等の検討も行う。

11.3 国連大学の事業実施体制・管理体制の検討

国連大学の事業実施体制・管理体制を図11-1に示す。

図 11-1 事業実施体制図（案）



契約項目	契約者	契約内容
(1 円借款)	JBIC - 国連大学	
(8 貸付契約)	国連大学 - 学生	
(10 貸付 学校口座への振込)	国連大学 - 日本語教育施設	返済猶予に関して
(11 回収 自動引落)	学生 - 東京三菱銀行	引落同意に関して
(12 回収報告)	国連大学 - 東京三菱銀行	引落金の振替に関して
(14 生活支援)	国連大学 - アジアシード	
(14 生活支援)	国連大学 - 留学生支援団体等	

11.4 国連大学の実施体制

本事業の実施のため、国連大学内に専門部局を設ける必要がある。この専門部局で行う主要業務としては以下のとおり挙げられる。

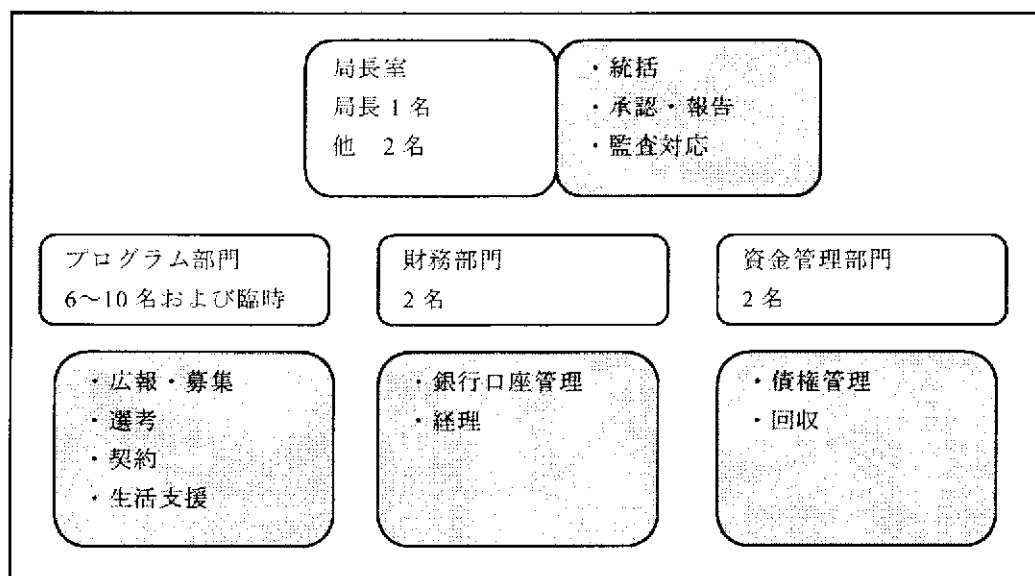
- (1) 広報・募集・選考
- (2) 貸付・回収・債権管理
- (3) 生活支援
- (4) 報告・監査・連絡会議・予算案提出、承認

このうち生活支援については業務委託を行い、他の主要業務は国連大学留学生支援局が表 11-1 及び図 11-2 の体制で実施する。

表 11-1 国連大学留学生支援局の実施体制および人員配置

該当する部署名	区分	役割	人数
局長室	統括責任者	統括 各種連絡会・定期的会合の開催 契約書等の承認 JBIC に対する報告 外務省との連携 監査対応	1名
	副統括	事業報告書の作成 統括サポート	1名
		サポート・ワーク	1名
プログラム部門	広報・募集	パンフレットの作成・配布 ホームページの更新 海外・国内での説明会実施 受入学校・大学との連携	1名
		サポート・ワーク	1名
	申込受付 第一次選考 最終選考 契約	キャッシュ・フロー評価、推薦状の 検証等書類審査（第一次審査） 入学金支払い証の確認 貸付契約書の準備	1名 (800人以下応募時) 3名 (3,000人応募時)
		サポート・ワーク	6人月（臨時雇用）
財務部門	銀行口座管理	振込依頼書の作成、回収状況のデー タ処理、資金計画作成	1人
債権管理部門	債権管理	貸倒リスク分析 督促業務委託先への指示 資金回収	1人
		サポート・ワーク	1人
プログラム部門	生活支援	生活支援状況のフォロー 生活支援業務委託先への指示	3名 (800人以下応募時) 3名 (3,000人応募時)
財務部門	経理	各種財務資料の作成	1人
合計			13～17人 プラス臨時雇用

図 11-2 実施体制図



第12章 情報システムの利用

12.1 情報システム利用の策定方針

本事業の正確かつ迅速な業務処理を行うにあたり、情報システムを新規に開発して利用することが不可欠である。情報システムの利用により以下の効果が期待できる。

- (1) 本事業のピーク時には約1万人の学生情報や債権残高を管理する必要があり、情報システムを導入することによって、振込・回収データの作成や、報告書・はがき等の編集・印刷にあたって業務負荷の軽減を図ることができる。
- (2) 学生への債権残高や手数料計算等の大量処理を正確に行うことができる。
- (3) 国連大学に導入されている既存システムとの連携を図り、有効な資源活用ができる。

12.2 本事業の業務要件

本事業においては業務量のピーク性が高いため情報システムをピーク時に効率よく利用することが求められる。パイロット・フェーズにおいては毎年度数百人規模、本事業本格稼働後は年間数千人規模の貸付対象者がでることが予想される。これらの業務処理量に見合った情報システムを構築することが必要である。

本事業の国連大学留学生支援局が行うべき日常業務は表12-1と想定される。

表12-1 本事業の業務範囲

1	円借款管理業務
2	広報・募集業務（国内）
3	広報・募集業務（海外）
4	申請受付・選考・貸付業務（国内）
5	申請受付・選考・貸付業務（海外）
6	生活支援・学生情報管理業務
7	推薦教育機関管理業務（国内）
8	推薦教育機関管理業務（海外）
9	委託先機関情報管理業務（国内）
10	委託先機関情報管理業務（海外）
11	債権回収・督促業務
12	事業報告業務

12.3 本事業のシステム要件

本事業の業務要件を充足するために、新規に開発する情報システムで実現すべき機能は以下のとおり想定される。

表 12-2 申請受付・審査の業務要件

1	申請の受付・変更・削除	融資申請書等より学生の情報を登録・変更・削除する。新規に登録された学生について自動的に受付コードを割り当てる。
2	申請者一覧表の作成	選考基準に応じて順位付けされた申請者一覧表を作成する。申請者一覧表は選考順位順に印字する。
3	審査結果の入力	学生からの貸付申請に対する審査結果を入力する。
4	審査結果通知書の作成・照会	受付日や推薦機関名をキーとして学生の融資申請に対する審査結果を照会するとともに、学生及び推薦機関に送付する審査結果通知書を作成する。
5	未契約者リストの作成・照会	貸付対象となったにもかかわらず、一定期間が過ぎても貸付契約が完了していない学生のリストを作成する。また、契約の意思や資格がない場合は貸付認定の取り消しを行う。

表 12-3 契約・貸付の業務要件

1	貸付契約の登録・変更・削除	貸付契約の内容や返済条件を入力する。
2	返済予定の計算	貸付金額、返済期間、手数料等の条件より返済予定を作成する。
3	引落通知はがきの作成・照会	引落通知はがきを作成し、また学生の返済残高及び予定を照会する。
4	振込予定データの作成	東京三菱銀行に依頼する振込予定データとチェックリストを作成する。
5	振込結果の更新	振込依頼をしたデータを更新し、また振込不能で差し戻されたデータの再処理を行う。

表 12-4 債権回収・督促の業務要件

1	引落データの作成	ダイヤモンド・ファクター社に依頼する引落データとチェックリストを作成する。返済一時停止中の場合は引落データを作成しない。また、下前月分までに未回収金がある場合は、当月分と合算して引落データを作成する。
2	引落結果の更新	引落結果に基づき、債権消込を行う。消込を行う場合は、延滞手数料分を優先し、次に債権年齢の古い順番で消込を行う。
3	振込入金を入力	銀行振込などの方法により学生から返済された場合に、債権消込を行う。
4	延滞債権リスト及び通知書の作成・照会	延滞状況を照会し、また延滞債権リスト・未納通知はがき・督促はがきを作成する。
5	返済状況表の作成・照会	学生毎に過去の返済状況を時系列で照会するとともに、学生に送る返済状況表を作成する。
6	引落一時停止の入力	引落を一時的に停止するための入力を行う。
7	返済計画変更の入力	返済計画を変更する場合に、新しい返済条件を入力する。
8	延滞手数料の計算	引落予定日から2ヵ月を経過しても返済されない場合、延滞2ヵ月を超えた日から入金予定日までの延滞手数料を計算する。
9	貸倒入力	貸倒が発生した場合に、債権残高や返済予定等を削除する。

表 12-5 その他の処理の業務要件

1	推薦教育機関情報の登録・変更・削除
2	委託機関情報の登録・変更・削除
3	受入教育機関情報の登録・変更・削除
4	金融機関情報の登録・変更・削除
5	その他の情報の登録・変更・削除
6	JBIC との融資（または出資）関係の登録・変更・照会
7	宛名ラベルの作成
8	FBPMS とのインタフェース
9	各種報告書の作成

12.4 システム導入計画

本システムの設計及び開発を行うにあたっては、パイロット・フェーズの開始に合わせた作業日程を策定することが必要である。パイロット・フェーズの開始を2002年4月に入学する学生とすれば、少なくとも受付・選考及び貸付が行われるまでにはシステムが稼働していなければならない。ただし、回収に関しては一定の返済据置期間経過後に行われるため、システム開発の日程を決める上では、回収に関わる部分以外の処理を先行する配慮が必要である。

本番システム稼働後は、ユーザである国連大学のスタッフ自身により運用を行っていく必要がある。上述のとおりセキュリティやバックアップなどの作業が発生するため、留学生支援局または国連大学のシステム管理部門にシステムアドミニストレータを任命し、システムの運用管理を行うとともに、ユーザ教育や初期段階におけるトラブルシューティング、将来のシステム機能追加や改善にあたることが望ましい。

第13章 事業費と資金計画

13.1 リボルビング・ファンドの管理方法

本事業では、JBIC・国連大学間と国連大学・学生間の返済期間がそれぞれ40年、約2～4年と異なるため、学生から国連大学へ返済が始まると資金が国連大学の口座に溜まる。この資金は、原則として本事業の貸付資金（リボルビング・ファンド）として再利用する本事業以外の資金と明確に区分管理される必要がある。以下この管理方法について述べる。

(1) 別口座による区分管理

JBIC より貸与された資金の運用については銀行に別口座を新たに設けて区分管理することとする。当該口座の入出金取引は以下の項目に限定する。

表 13-1 口座入出金取引

	項目	入金先
入金	円借款資金借入	JBIC 取引銀行
	学生からの回収資金 (含む受取利息)	ダイヤモンドファクター社
	口座引落手数料(口座引落時に天引きされた場合)	日本政府
	貸倒金額補填金	
	リボルビング・ファンド 運用益	東京三菱銀行
出金	学生への貸付	日本語教育施設への入学の場合 教育機関の口座 大学・大学院への入学の場合 学生本人の口座
	円借款資金返済 (含む支払利息)	JBIC 取引銀行

(2) 管理レポートによる管理

国連大学は管理レポート（リボルビング・ファンド管理表及び差異分析表）を定期的に作成する。JBIC 及び事業監理委員会に対する管理レポートの報告方法は、国連大学、事業監理委員会、JBIC 間の協議に基づき決定する。

13.2 事業費

事業実施に係る国連大学の事業費積算を行う。結果及び積算根拠を表13-3及び表13-4に示す。積算にあたって貸付対象学生数は表13-2を前提とした。なお、本事業についてはパイロット・フェーズ終了後に引き続き行うと仮定した。また、2年次以降に大阪、名古屋、福岡の3都市に地方事務所を設置する前提で見積っている。

表13-2 貸付対象学生の予定数

	期間	貸付対象 学生数	条件
パイロット・ フェーズ	平成14年4月入学	300人	日本在住4年制大学・大学院へ入学予定の学生のみ対象
	平成15年通年入学	600人	短期大学・専修学校も対象
	平成16年通年入学	600人	海外在住学生も対象
本事業	平成X年通年入学	3,000人	
	平成X+1年通年入学	3,000人	
	平成X+2年通年入学	3,000人	

パイロット・フェーズでは、客観的なデータに基づき公平に抽出した「本事業」実施のために有効なサンプルとなり得る教育機関から学生を選考する。

表 13-3 事業費積算

	初年度	2年目	3年目	x年目	x+1年目	x+2年目	x+3年目	x+4年目
新規貸付学生数								
日本語教育施設（人）	0	0	300	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
大学・大学院（人）	300	600	300	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
計	300	600	600	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
在籍中貸付学生数								
日本語教育施設（人）	0	0	300	1,800	3,000	3,000	3,000	3,000
大学・大学院（人）	300	900	1,200	2,700	3,900	4,800	6,000	6,000
計	300	900	1,500	4,500	6,900	7,800	9,000	9,000
事業費								
人件費	115,250,000	115,250,000	115,250,000	150,250,000	150,250,000	150,250,000	150,250,000	150,250,000
業務委託費	40,440,398	119,169,253	153,000,838	308,490,107	354,173,614	370,328,043	394,138,010	392,949,409
口座引落手数料	547,200	1,641,600	2,736,000	8,208,000	12,585,600	14,227,200	16,416,000	16,416,000
システム開発費等	56,050,000	550,000	550,000	2,750,000	750,000	750,000	750,000	750,000
賃料	9,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000
広報募集	6,753,900	2,558,800	2,558,800	6,894,700	6,894,700	6,894,700	6,894,700	6,894,700
旅費交通費	3,700,000	3,700,000	3,700,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000
通信費	200,000	200,000	200,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
印刷費（広報・募集以外）	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
コンサルタント・弁護士費用等	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000
会議費	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000
貸倒引当損	12,000,000	24,000,000	18,000,000	90,000,000	90,000,000	90,000,000	90,000,000	90,000,000
合計（円）	264,841,498	296,969,653	325,895,638	601,492,807	649,553,914	667,349,943	693,348,710	692,160,109
合計（百万円）	265	297	326	601	650	667	693	692

表 13-4 積算根拠

項目	単価	単位	初年度 数量	単位	2年目	3年目	x年目	x+1年目	x+2年目	x+3年目	x+4年目
人件費											
局長	10,000,000	円/年	1	人	1	1	1	1	1	1	1
職員	5,000,000	円/年	11	人	11	11	15	15	15	15	15
管理費	75%										
臨時雇用職員	250,000	円/月	6	月数	6	6	6	6	6	6	6
業務委託費											
アジアシード			40,440,398	円	119,169,253	113,000,838	188,490,107	234,173,614	250,328,043	274,138,010	272,949,409
海外事務所運営費	20,000,000	円/事務所	0	円	0	40,000,000	120,000,000	120,000,000	120,000,000	120,000,000	120,000,000
計			40,440,398	円	119,169,253	153,000,838	308,490,107	354,173,614	370,328,043	394,138,010	392,949,409
口座引落手数料	152	円/回									
システム開発費	50,000,000	円									
システム購入費	500,000	円/人									
システム維持管理費	10%										
賃料	9,000,000	円/年									
広報募集											
広報募集(説明会)	100,000	円/回	10	回	20	20	20	20	20	20	20
旅費交通費(海外)	300,000	円/回	10	回	10	10	10	10	10	10	10
旅費交通費(国内出張)	50,000	円/回	10	回	10	10	10	10	10	10	10
旅費交通費(首都圏)											
通信費	200,000	円/年									
印刷費(広報・募集以外)	500,000	円/年									
コンサルタント・弁護士費用等	20,000,000	円/年									
会議費	400,000	円/年									
貸倒損失割合	10%										

第14章 事業効果

14.1 事業効果の測定方法

ODA 事業においては、事業効果を測定して得られた教訓や提言を事業の改善や新規援助案件の計画に役立てることが極めて重要である。JBIC でも事業の実施と運用を当初計画と比べて事後的に確認することをプロジェクト・サイクルの中で重視しており、とりわけ定量的効果は定性的効果に比べて効果が数値として把握できるため、適切な効果指標の設定は非常に有用である。しかしながら、本事業のような高等教育事業については、その効果が属人的かつ長期にわたり発現するため、定量的測定が困難であるという見方が一般的である。そこで本調査では、特に貸付実行後第1年次経過時点で測定可能となる指標に着眼する。「留学生受入10万人計画」の早期達成と開発途上国の人材育成の貢献という本事業の基本方針を基に、目標の達成度を測る指標として表14-1が考えられる。

表14-1 事業効果指標（案）

	目標	効果指標／調査対象	第1年次終了時点での測定	情報入手先
定量的効果	留学生数増加への貢献	留学生の増加数	○	文部科学省 ／留学生支援団体
		各国留学生の育英資金利用者数	○	国連大学
		育英資金が利用可能となったことによる進学の実現	○	学生
	留学生の経済的負担軽減	育英資金が利用可能となったことによる借入金の減少	○	学生
		アルバイト時間の変化	○	学生
		ドロップアウト率の変化	○	教育機関
	開発途上国人材育成への貢献	ドロップアウト率の変化	○	教育機関
卒業後の進路の変化		—	学生	
定性的効果	人的ネットワーク構築、 我国の国際化	日本留学印象 日本人との交流	○	学生

表14-1に列挙した指標の多くは、本事業の育英資金を利用した学生自身に対する調査から得られる情報である。

本事業では貸付対象者の個人情報データベース化し、また返済完了に少なくとも数年を要することから、特定の学生を対象にした数年にわたる状況の捕捉が可能となる。こうした調査は育英資金の貸与前と貸与後の変化を定量的に捉える上で有

効である。具体的には、貸与前の情報は、融資申請書に記入する収支状況、借入状況、アルバイト従事状況から入手する。貸与後の比較対象についての情報は貸付実行1年後に、登録されている住所もしくはE-mailアドレスにアンケート方式の質問表を送付することで収集する。なお、定性的な効果の測定についても、貸与後、学生自身にその効果を評価させるタイプの質問をアンケートに盛り込むことで行う。以下に、貸付対象学生に対して測定する各効果指標のデータソースを具体的に示した。

表 14-2 事業効果データソース

	効果指標／調査対象	貸与前	貸与後
定量的効果	育英資金が利用可能となったことによる進学の実現	—	アンケート
	育英資金が利用可能となったことによる他の借入金の減少	融資申請書 自己申告	アンケート
	アルバイト時間の変化	融資申請書 自己申告	アンケート
	卒業後の進路の変化	—	—
定性的効果	日本留学印象 日本人との交流	—	アンケート

第15章 監査

15.1 監査の必要性和監査の利用

本事業は円借款で行われるため、資金を提供する JBIC は国連大学の事業実施状況について、提供した資金が本事業の目的のために適切に利用されていることを監理する必要がある。監理方法としては第 11 章でも述べたように、事業監理委員会を通して国連大学の事業実施状況を監理することが考えられる。しかし、同委員会を通しての監理では資金運用の実態把握には一定の限界がある。そこで、外部監査が実施されていれば、その監査結果により資金運用に関し一定の担保が得られるが、国連大学は国連の一組織であることから国連外部の第三者による監査は実施されていない。しかし、その一方で監査委員会による監査と内部監査室による監査を定期的を受けていることから、この監査の実施内容を検証することにより、本事業の資金運用について一定の担保が得られるか検討する。

15.2 国連大学による監査

国連大学は現在外部監査と内部監査を定期的に受けている。

(1) 監査委員会による監査

国連総会任命のもと、国連加盟国のうち3ヵ国から構成される監査委員会（Board of Auditors）が設置される。これら3ヵ国は3年の任期で交代する。そして、監査委員会から派遣されるチームが毎年国連大学の監査を行っている。監査は通常3～5月の間に1ヵ月程度の期間で行うことになっている。監査結果については監査委員会が取りまとめ国連本部に報告される。また、2年に一度国連総会に外部監査報告書として提出される。国連総会の内容については国連の刊行物を通して知ることができ、外部監査報告書もその中で読むことができる。刊行物を入手するためには国連メンバーのステータスが必要となるが、JBIC がこの権利を得ることはさほど大きな問題とならないと思われる。ただし、報告書では一般に問題がなければ記載されないことから、本事業についても監査結果の詳細事項を知ることはできないと言える。

(2) 内部監査室による監査

国連本部内に内部監査室があり、3～4年に一度監査を行っている。ただし、監査

報告書については非公開である。国連本部の内規によれば内部監査の視点は以下の3点である。

- 1) 内規に対する遵守性：会計記録をレビューすることにより、諸手続が内規に基づき適切に行われているか。
- 2) 経済性および効率性：財務をはじめとして人事面を含めた資源を有効に活用しているか。
- 3) 効果：予算の執行状況をレビューし、特定のプログラムの効果が、当初期待したどおりのものであったか。

また、内部統制組織（インターナル・コントロール）については別途、内規に定められており、これらに基づき内部監査が適切に行われていれば国連大学の内部統制状況に依拠することが可能となる。

15.3 本事業のために必要な追加的監査手続

国連大学の内部統制状況に依拠することにより本事業の会計面の適正性について一定の担保を得ることが考えられる。また、外部監査を受けていることから少なくとも2年に一度国連の刊行物入手して国連大学の各事業について大きな問題がなかったことを確かめることができる。しかし、いずれにしても監査を通してJBICが拠出した資金の運用状況に対し直接およびタイムリーに監理することはできない。JBICがこのような監査を通じた監理を行うためには、日本政府を通し国連の監査委員会に依頼をする必要がある。

第16章 事業実施スケジュール

16.1 本事業の実施スケジュール

学生に対する広報・募集、貸付対象学生の審査、国連大学から学生への育英資金貸付等のスケジュールは、パイロット・フェーズの第1年次、本事業開始後の第x年次としてそれぞれ図16-1、図16-2のとおり検討している。スケジュール作成に当たっては日本語教育施設、大学・大学院の入学試験のスケジュールを考慮に入れた。

図 16-1 事業実施スケジュール：パイロット・フェーズ第1年次

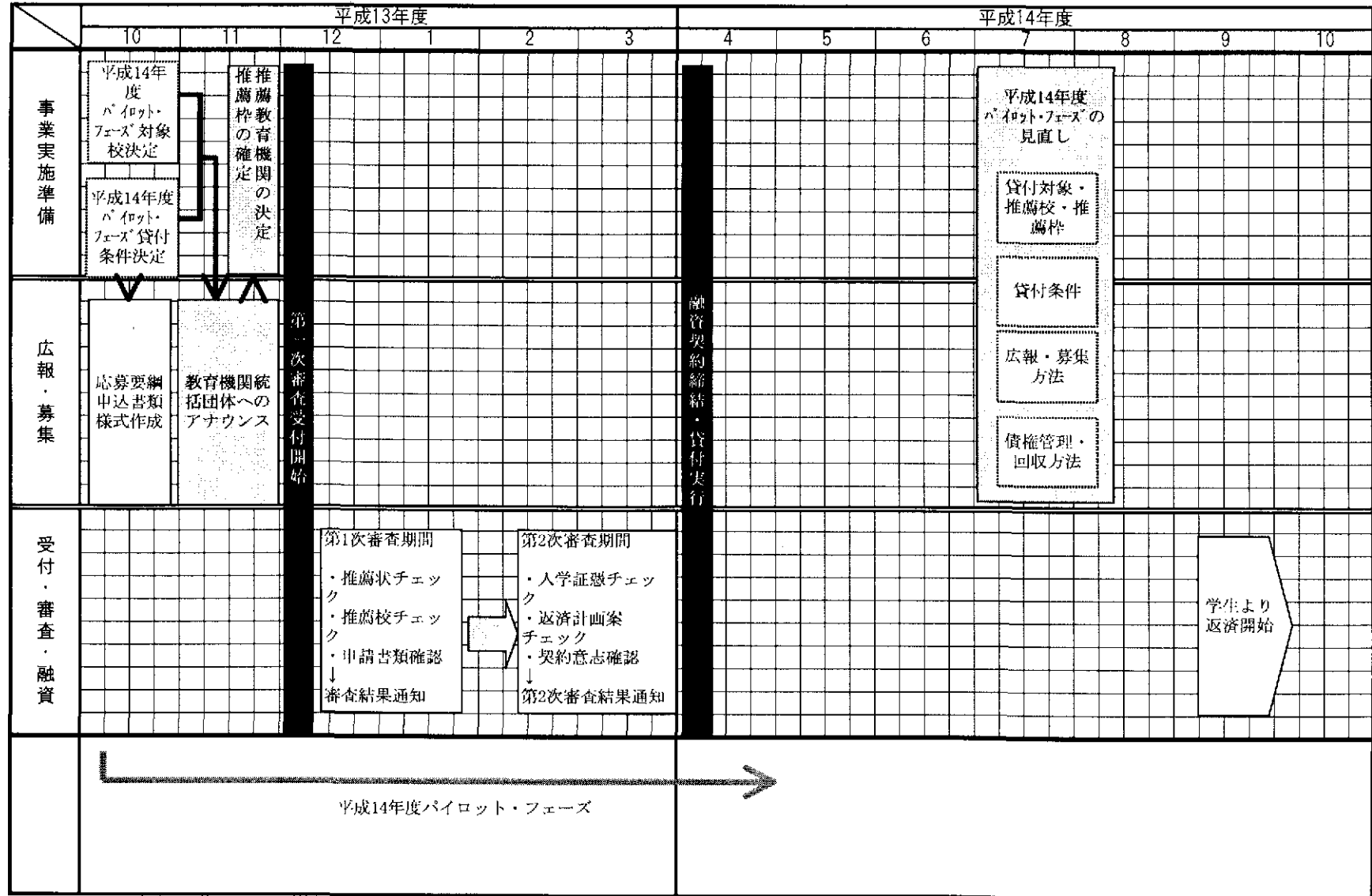
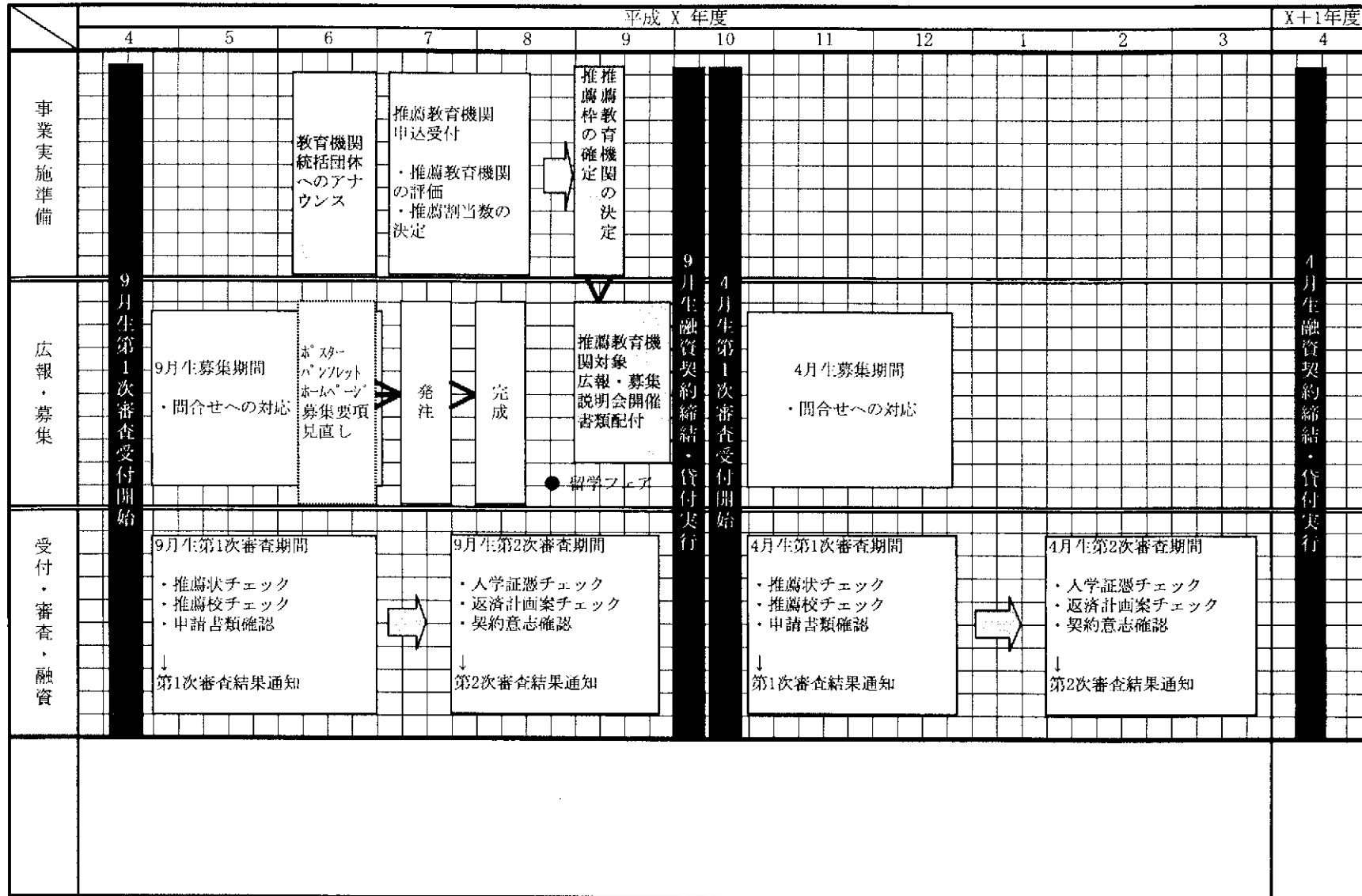


図 16-2 事業実施スケジュール：本事業 x 年次



第17章 アンケート・インタビュー結果

17.1 アンケート・インタビュー調査の方法

アンケート・インタビュー調査の対象人数と有効回答数は表 17-1 の通りである。

表 17-1 アンケート・インタビュー調査の対象者数

アンケート調査		目標数	実施数	有効回答数	有効回答率
1	日本語教育施設在籍就学中・留学生	2,000 人	2,990 人	2,006 人	67%
2	大学・大学院在籍留学生	1,000 人	4,239 人	1,359 人	32%
合計		3,000 人	7,229 人	3,365 人	46%
インタビュー調査		目標数	実施数		
1	日本語教育施設在籍就学中・留学生	200 人	212 人		
2	大学・大学院在籍留学生	100 人	126 人		
合計		300 人	338 人		

表 17-2 アンケート・インタビュー実施地域

	地域	都道府県	留学生数	割合
1	首都圏	東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県	29,498 人	46.08%
2	大阪圏	大阪府・京都府・兵庫県	10,549 人	16.49%
3	中部	愛知県	3,367 人	5.26%
4	九州	福岡県	3,103 人	4.85%
合計			46,517 人	72.67%
全国合計			64,011 人	100.00%

17.2 アンケート調査の結果

アンケート調査の結果を以下に示す。

17.2.1 育英資金のニーズ

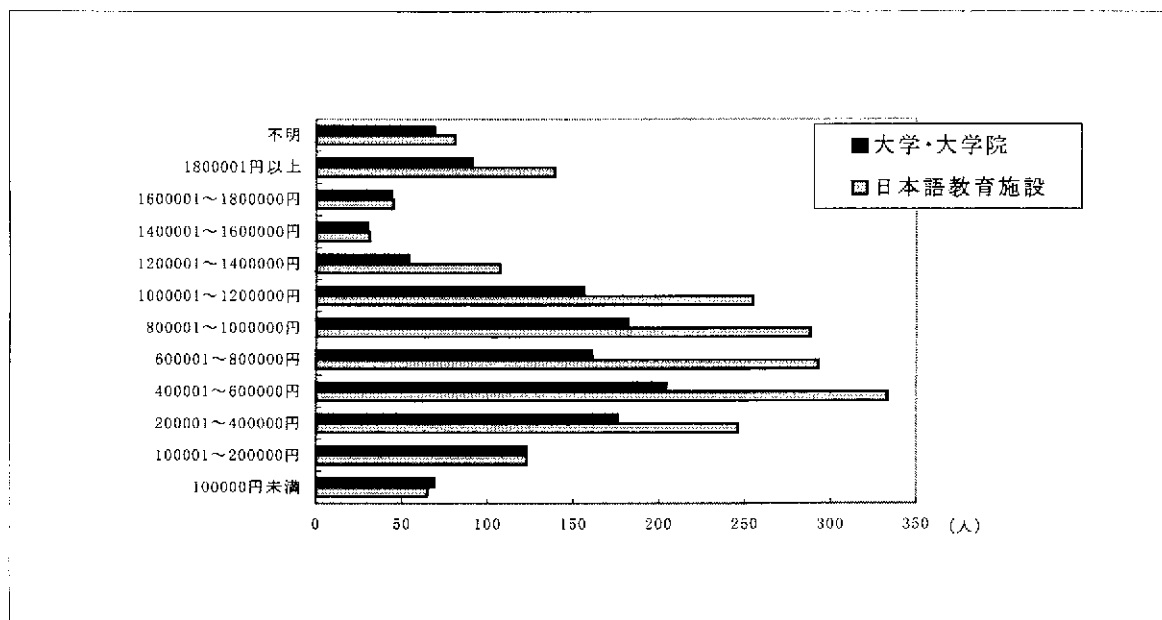
(1) 利用希望

育英資金貸付制度の利用希望に対しては、日本語教育施設生の 78%、大学・大学院生の 66%が利用希望と回答した。また、国・地域別にみると中国の学生の利用希望が日本語教育施設で 83%、大学・大学院で 71%と最も高い。

(2) 希望貸付額

育英資金貸付制度の貸付希望額は400,000円～600,000円という意見が日本語教育施設、大学・大学院共に最多であった。返済を大学在学期間で均等割りすると月次返済額は10,000～15,000円前後となる。

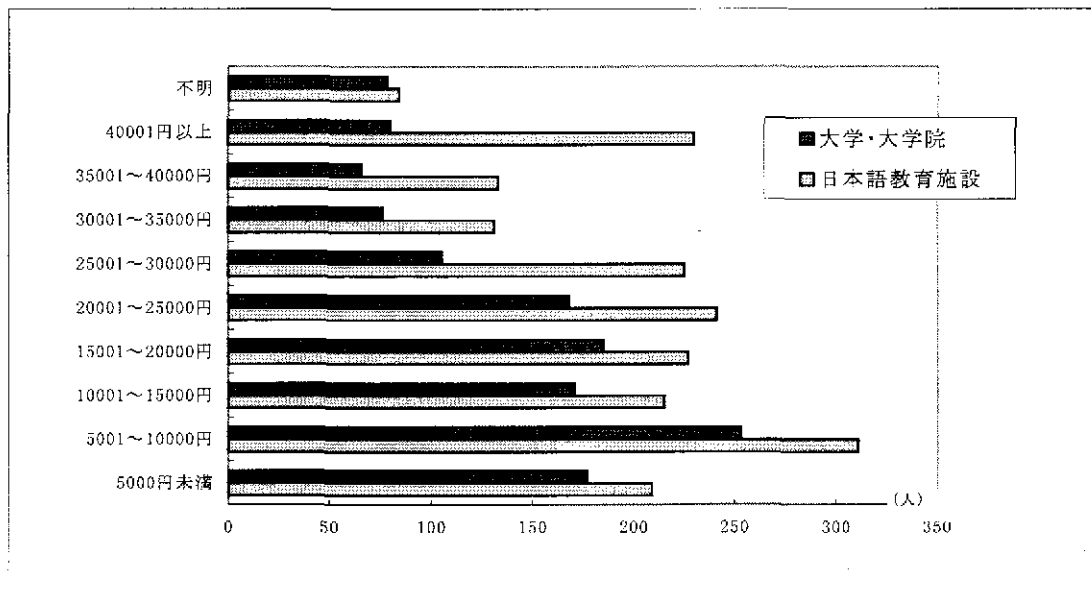
図 17-1 希望貸付額



(3) 月々返済可能額

月々返済可能額は5,000円～10,000円という意見が日本語教育施設、大学・大学院共に最多であった。有効回答のうち、10,000円以上返済可能とする学生の割合は、日本語教育施設で73%、大学・大学院で66%である。

図 17-2 月々返済可能額



(4) 返済原資

返済にあてるための収入源については、日本語教育施設、大学・大学院共 70%以上がアルバイト収入と回答している。

表 17-3 返済原資（日本語教育施設）

	中国		韓国		その他	
アルバイト	781	71%	527	78%	164	70%
親類からの仕送り	82	7%	52	8%	24	10%
他の奨学金	84	8%	16	2%	13	6%
不明	62	6%	35	5%	16	7%
その他	48	4%	25	4%	11	5%
保証人等からの援助	29	3%	7	1%	3	1%
配偶者の収入	14	1%	11	2%	2	1%
合計	1,100	100%	673	100%	233	100%

表 17-4 返済原資（大学・大学院）

	中国		韓国		その他	
アルバイト	599	73%	189	70%	175	64%
他の奨学金	68	8%	22	8%	25	9%
不明	55	7%	16	6%	24	9%
その他	46	6%	21	8%	13	5%
親類からの仕送り	25	3%	20	7%	25	9%
保証人等からの援助	12	1%	2	1%	9	3%
配偶者の収入	10	1%	1	0%	2	1%
合計	815	100%	271	100%	273	100%

(4) 返済据置期間

返済据置期間については、大学・大学院生がより長い据置期間を望んだ。この回答からは、来日後のアルバイト開始時期とは関連が薄いということになる。また、インタビューでも来日直後にアルバイトを探す困難について多くの意見があった。

表 17-5 返済据置期間

	日本語教育施設		大学・大学院		合計	
来日直後から	158	8%	69	5%	227	7%
2ヵ月未満	288	14%	78	6%	366	11%
2ヵ月以上 6ヵ月未満	735	37%	339	25%	1,074	32%
6ヵ月以上	734	37%	800	59%	1,534	46%
不明	91	5%	73	5%	164	5%
合計	2,006	100%	1,359	100%	3,365	100%

17.2.2 学生の収支の現状

(1) 月次収支

日本語教育施設生の月次平均収入は 122,704 円、平均支出は 105,049 円という結果となった。国・地域別に見ても、日本語教育施設生は平均して 20,000 円前後の余剰があることが分かった。一方、大学・大学院生は平均収入 110,156 円、平均支出 110,083 円と余剰が殆ど無い。

(2) 留学の初期費用

初期費用は、来日時の費用に加え、現在所属する教育機関に支払った入学金及びその他初年度納入金について回答を得た。アンケートの回答から、初期費用の合計を求めるにあたり、以下の調整を加えた。

- 1) 日本語教育施設の入学金及びその他初年度納入金についての回答を検証したところ、アンケート対象日本語教育施設の実際の入学金、その他初年度納入金の平均と乖離していたため、アンケート対象日本語教育施設の公表する納入額を用いた。
- 2) 年間授業料は、日本語教育施設、大学・大学院を共に入学時に初年度分を納入する方式が一般的であることから、月次支出項目として回答を得た額より求めた。

来日後日本語教育施設に入学する場合、初期費用は平均 978,762 円、大学・大学

院へ入学する場合は平均 1,311,579 円である。日本語教育施設より、大学・大学院へ進学する場合、入学時に各種納入金だけで平均 1,048,778 円が必要となる。

表 17-6 初期費用の内訳

		渡航費	敷金・礼金	家財道具等	入学金	その他初年度納入金	年間授業料	合計
日本語教育施設	全体	83,032 円	116,751 円	68,582 円	57,683 円	72,351 円	580,363 円	978,762 円
	中国	78,574 円	121,348 円	69,309 円	57,683 円	72,351 円	583,276 円	982,542 円
	韓国	91,816 円	113,063 円	67,871 円	57,683 円	72,351 円	570,803 円	973,586 円
大学・大学院	全体	83,354 円	110,445 円	69,002 円	225,204 円	188,520 円	635,054 円	1,311,579 円
	中国	80,255 円	101,702 円	65,849 円	225,819 円	191,146 円	624,308 円	1,289,078 円
	韓国	92,270 円	130,804 円	76,615 円	232,038 円	193,966 円	673,691 円	1,399,384 円

(3) 所持金

来日時には、既に入学先への入学金、初年度納入金、授業料の納付を済ませて来日するため、来日時の所持金は主に日本で生活を始めるにあたってかかる費用に充てられる。初期費用についてのアンケート結果によると、学校への各種納入金を除いた初期費用の平均が日本語教育施設で 268,365 円、大学・大学院で 262,801 円であることから、次年度以降の前期授業料程度の余裕を持って入国していることが分かる。

表 17-7 来日時と現在の所持金

	日本語教育施設		大学・大学院	
	来日時所持金	現在所持金	来日時所持金	現在所持金
全体	632,817 円	164,493 円	654,139 円	146,080 円
中国	669,059 円	179,689 円	643,445 円	157,052 円
韓国	564,811 円	137,012 円	732,722 円	119,014 円

(4) 初期費用原資

初期費用は複数から調達するのが一般的であるが、該当の多いものとしては、日本語教育施設で親族からの供与が 71% であり、平均額が 205,959 円であった。大学・大学院では同じく親族からの供与が 64%、204,816 円と高いが、自己の預貯金も 63% 平均額 179,028 円と次いで高くなっている。また、韓国に限ってみると、日本語教育施設で親族からの供与と自己の預貯金が共に 69%、大学・大学院では親族からの供与が 69%、自己の預貯金が 70% と、自己の預貯金を原資とする者の割合が、中国よりも高い。

17.2.3 アルバイトの現状

アルバイトの従事率は、日本語教育施設で85%、大学・大学院で75%という結果となった。国・地域別では中国の学生が韓国の学生に比べると従事率が高く、日本語教育施設で中国93%、韓国79%、大学・大学院では中国84%、韓国63%である。

また、アルバイト職種は飲食業が最も多かった。職種について所属教育機関に見られる差異は、講師・教師の従事率が大学・大学院では8%と、日本語教育施設の2%を上回っている点である。さらに、アルバイトの従事時間についても所属教育機関毎に差異が見られる。日本語教育施設の就学生・留学生でアルバイトに従事している者の平均従事時間は18.5時間であり、大学・大学院では15.6時間という結果となった。長期休暇時にアルバイトの従事時間は大学・大学院の方が顕著に増加している。これは法務大臣が認める資格外活動として就学生に許容されているアルバイト時間が一日4時間迄である一方、留学生は長期休暇中には1日8時間迄アルバイト従事が認められていること、大学・大学院では学業とアルバイトの両立が困難なため、学期中の従事時間が短いからと考えられる。アルバイトの開始時期は、来日後6ヵ月までに始めるケースが一般的であると言える。

表 17-8 アルバイトの種類

	日本語教育施設		大学・大学院	
	人数	割合	人数	割合
やっていない	301	15%	329	24%
講師・教師	35	2%	110	8%
一般事務	73	4%	84	6%
飲食業	950	47%	473	35%
清掃	94	5%	55	4%
配達・運送	122	6%	29	2%
営業販売	133	7%	67	5%
工場	92	5%	53	4%
コンピューター・プログラマー	23	1%	26	2%
その他	129	6%	116	9%
不明	54	3%	17	1%
合計	2,006	100%	1,359	100%

17.3 学生へのインタビュー調査の結果

学生へのインタビュー調査の結果、アンケート調査に比べて本事業に関しては消極的な意見が多かった。一方、日本語教育施設生の反応が大学・大学院生に比べて楽観的であったのは、アンケートの傾向と同様であった。生活支援サービスについてのインタビュー結果は以下の通りである。

(1) 生活支援サービスの利用経験及び情報媒体

1) 大学・大学院生、日本語教育施設生共通

大学生、日本語教育施設生共に、生活支援サービスは利用したことが無いという意見が過半数を超えた。これについては、インタビューを通し、以下の理由が明らかになった。

- ・ 来日時は入学先の日本語教育施設が宿舎・住居を手配する。
- ・ 就学生という立場では、内外学生センターを含め利用できるサービスが少ない。
- ・ 日本語を習得し、人間関係を含めた生活基盤が確立されると先輩、友人による情報が活用できる。

多くの学生から指摘された意見として挙げられるのは、支援が必要なのは、日本語のコミュニケーション能力が不十分である来日直後であるが、仮にそうしたサービスが民間団体や地方公共団体から提供されていたとしても、掲示板の情報は日本語によるものが多い。母国語での電話の問合せが可能であればより有効であるという点である。また、内外学生センターを利用した経験のある学生は留学生のうち3割弱を占めたが、このサービスの対象を就学生にも拡大して欲しいという希望は大学生、日本語教育施設生双方から聞かれた。

情報入手の手段について、大学生にとっては留学生センターのような窓口、センターにより配布される留学生生活ハンドブック等、留学生に対する情報が一本化され利用しやすい一方、日本語教育施設生からは総じて情報が少ないとの意見が挙げられた。

(2) 日常生活・学校生活において困った点

1) 大学・大学院生、日本語教育施設生共通

来日後、日常生活・学校生活において困った事を具体的に挙げてもらった。ほぼ全ての意見は以下の7つに集約出来る。それぞれ代表的な意見を列挙した。

(a) 保証人

- ・ 住宅の賃貸借契約時に日本人の保証人を求められる。
- ・ アルバイト先の社員に保証人になってもらっているのでアルバイト

を変えられない。

- ・ 在日期間を通して依頼できる保証人がなかなかいない。

(b) 経済的な困難

- ・ 仕送り途絶により学費を滞納してしまった。
- ・ 自活しているので毎月のやりくりが大変。これを理由に挫折しそうになったことが何度もある。
- ・ アルバイトを複数掛け持ちしても学費の納入に間に合わなかった。

(c) 敷金・礼金等の商慣習を含めた住宅事情

- ・ 外国人の入居が可能な物件は劣悪なものが多い。
- ・ 敷金・礼金が高額過ぎる。

(d) アルバイト

- ・ 日本語でのコミュニケーションに問題がないのにアルバイトを断られる。
- ・ アルバイトが忙しく、大学の活動に参加できないこともある。
- ・ 来日初期の半年間は日本語ができずアルバイトを見つけることができなかった。

(e) 学業・進学

- ・ 日本語教育施設の認定基準が学生にとってはあいまいである。学校の質に格差がありすぎる。
- ・ 大学入試に関する情報が乏しい。（偏差値のような）客観的な指標も無いので進学先の選定に悩む。

(f) 就学ビザに付随する制限

- ・ 定期券の学割が適用されない。
- ・ 就学生対象の奨学金が少ない。

(g) 差別・偏見・異文化の問題

- ・ 就学生は不法就労者であるかというような偏見が根強い。
- ・ 日本人とのコミュニケーションが難しい。

最多の意見が挙げられた保証人については、各人アルバイト先の社員や指導教官に依頼している様子であるが、内外学生センターの留学生住宅総合補償の制度を利用している留学生も居た。その他特筆すべき多数意見は就学生に定期券の学割が適用されない点であった。

(3) 必要な生活支援サービス

1) 大学・大学院生、日本語教育施設生共通

就学生・留学生が必要と考える生活支援サービスについて意見を得た。結果的に大多数の意見が (2)で挙げられた生活上の問題点の解決策として提示された。

- ・ 低賃料の住宅・寮の紹介
- ・ 保証人サービス
- ・ 留学生向けのアルバイト紹介
- ・ 進学相談サービス
- ・ 就学生を対象とした生活支援サービス、学割の適用
- ・ 日本人との交流機会

17.4 受入教育機関へのインタビュー調査の結果

受入教育機関に対するインタビューの結果は以下の通りである。

(1) 本事業への参加・学生への制度の周知

1) 大学・大学院（対象 19 校）

- ・ 制度利用希望・学生への周知可能 : 8/19 校
- ・ 制度に賛同出来ない : 9/19 校

- ・ 検討が必要 : 2/19校

本制度について肯定的な意見の代表は、給付型の奨学金の受給機会も減少し、経済的理由より学業を中断する学生も後を絶たないことから、そうした学生の救済策として利用できないかという主旨のものであった。

- ・ 進学支援と併せて、仕送り途絶等で授業料が支払えなくなった学生も利用できる制度が望ましい。
- ・ 学費支払い困難な学生のために応急貸付制度を設けている。こうした制度は綿密な返済計画を学生と共に立てるため、貸倒は皆無に近い。
- ・ 一時的な資金需要へは内外学生センターの貸付金を利用させている。

否定的な意見には以下の様に、在学中の返済義務と育英という主旨がそぐわない制度悪用の危険性があるといった意見と貸倒が生じた際の学校側の責任問題、事務負担等が挙げられた。

- ・ 学生への返済苦悩等、余計な負担がかかる。
- ・ 借金による就学機会の獲得は不健全である。
- ・ 返済の滞りが懸念される。
- ・ 悪意の学生が巧みに利用出来る。
- ・ 学校への事務負担がかかる。

また、検討が必要と回答した学校は、貸付となると大学全体の審議を通さずには結論を出せない、という理由であった。

2) 日本語教育施設（対象10校）

- ・ 制度を利用したい : 9/10校
- ・ 利用を希望しない : 1/10校

ほとんどの日本語教育施設では本制度利用に積極的であった。就学生を対象とした奨学金が絶対的に少ない事から、そうした制度が増えれば学生のモチベーションが高まるとの意見が多く挙げられた。

(2) 本事業への学生推薦の可能性

1) 大学・大学院（対象 19 校）

- ・ 推薦可能 : 8/19 校
- ・ 推薦不可能 : 6/19 校
- ・ 検討が必要 : 5/19 校

制度導入に積極的な姿勢を示した大学は推薦も可能であるとした。

- ・ 民間の奨学金も留学生課で選考を行っているので、同様の方法で推薦は可能だと思う。
- ・ 人物の評価は指導教官が行う方が良い。
- ・ 10～20名程度であれば審査が可能だと思う。

一方、推薦不可もしくは検討が必要との回答は貸倒時の学校の責任問題に係る意見が大多数である。

- ・ 学業成績と返済確度は別だと考える。返済が出来る学生となると選考基準が分からない。
- ・ 貸倒れたときの責任を負えない。
- ・ 貸付けた学生の管理にもコストがかかる。

また、検討が必要と回答した理由は以下のとおり。

- ・ 貸付となると大学全体の審議を通さずには結論を出せない。
- ・ 大学に課せられる負担や責任の度合いによる。

2) 日本語教育施設（対象 10 校）

- ・ 推薦可能 : 9/10 校
- ・ 推薦不可能 : 1/10 校

大学と異なり、日本語教育施設は在学期間中、学生の素行迄把握することが

可能であり、推薦についても人物面で確かな人選を行えるとのことであった。

- ・ 学生の状況を把握しているので人物の判断はできる。但し卒業後は保証できない。
- ・ 10～20名程度であれば確かな人物は選べる。

また、推薦不可能と回答した理由は、給付の奨学金に洩れた学生が対象になるはずだから、成績や就学態度の面で自信を持って推薦することはできないとのことだった。

(3) 返済にあたっての保証

1) 大学・大学院（対象19校）

- ・ 保証可能 : 0/19校

2) 日本語教育施設（対象10校）

- ・ 保証可能 : 0/10校

貸付金の債務保証は大学・大学院、日本語教育施設を含め全ての教育機関から不可能もしくは学校全体の方針に係るため、審議が必要という回答を得た。連帯保証については住宅の賃貸借契約時に既に述べた通り一部条件付きで行っている学校があるものの、金銭消費貸借の連帯保証は過去に前例がない。

(4) 留学生・就学生に対する貸付制度の現状

1) 大学・大学院（対象19校）

- ・ 学校が行っている : 3/19校
- ・ 同窓会・後援会が行っている : 2/19校

貸付制度自体が存在しても運用上、留学生に利用させていないという学校も数校あった。留学生を対象とした貸付制度は以下の様なものである。

- ・ 学費未納を理由とした除籍者を減らすため、学費納入時に応急的に貸付を行っている。仕送り途絶者等が利用している。20～30万円の貸付を行い、基本的に1年で返済させる。貸倒はゼロである。

-
- ・ 緊急時に5万円の融資を行っている。返済は3ヵ月間。
 - ・ アジア通貨危機の際に授業料の支払いが滞った学生に40万円程度を貸与。貸倒若干数。

2) 日本語教育施設（対象10校）

- ・ 行っている : 0/10校

ただし、例外的に授業料の滞納を認めるケース、教員職員が個人的に貸すケースがあった。